
論 説

七月王政期における 憲政と大臣責任制の諸相

三 上 佳 佑

- 第 1 章 新体制の冒頭を飾る政治的事件
 - シャルル 10 世の元大臣衆の裁判 ——
 - 第 1 節 事実及び訴追とその理由付け
 - 第 2 節 1830 年 12 月 21 日高等院判決
 - 第 2 章 1830 年憲章下での大臣責任の制度的諸相
 - 第 1 節 憲章における刑事責任原則の維持
 - 第 2 節 制度改革構想
 - 道義的責任 *responsabilité morale* 観の支配 ——
 - 第 3 節 大臣責任法制の障害物としての国王特権と議会特権の抗争状況
 - 第 3 章 七月王政下での大臣責任の動態的諸相
 - その発現不能性 ——
 - 第 1 節 階層的権力関係 —— 王権の優位 ——
 - 第 2 節 大臣質問と信任問題による技術突破
 - 第 3 節 議院内閣制？
 - 議会による不十分な政府統制と大臣の政治責任の不可能性 ——
- 小 括

本稿は、フランス議会制の過渡的段階において、大臣責任を巡る制度的展開・政治動態を跡付けることを目的とする。フランス議会制は、大革命期に産声を上げた後、有責の独任制執行機関に政治権力と政治責任を収斂させる第二共和制と第二帝政という、すぐれて例外的な挿話を経験するに先立って、復古王政と七月王政という真の過渡期を経験することとなった。本稿

は、そのうち、後者の七月王政（1830～1848年）を検討領域として設定する。前者、すなわちブルボン復古王政がフランス議会制の「習作期間」¹⁾と見られているのに対して、「革命によって生まれ、革命によって死んだ」²⁾と形容される七月王政は、先行する君主政体とは基本的性格を大きく異とする、一層先進的な政体であったと言える。学説は概ねこのオルレアン君主政下においてフランスにおける議院内閣制の成立を同定しているようであり³⁾、なるほど確かに、本研究の主題たる大臣責任の現象形態も、諸次元において大きな展開を見せているのである。大臣責任という問題野において大革命期の政治思惟・動態が設定した刑事-政治の原理的両極は⁴⁾、その概念に関して一層自覚的に分節化されるようになり、大臣責任に関する政治的思惟は、種々の法案において「政治責任 *responsabilité politique*」の形質を明確に示し始める。大臣責任という機制は、執行府と立法府の間における力の均衡が存在することを前提として、議場における追及と応答によって展開し、当該大臣の辞職を以て完結する。学説は七月王政においてフランス議院内閣制の成立を同定するが、してみれば、議院内閣制の必要的構成要素である政治責任原理に基づく大臣責任制もまた、同時期において成立を見ているとの謂いが、そこには含まれるはずである⁵⁾。本稿は所謂「オルレアン型」と形容される議院内閣制の古典的動態において、大臣責任制がどの程度確固として政治責任原理に依拠するものであったか、換言すれば、七月王政における「オルレアン型」の「議院内閣制」なるものが、大臣の刑事責任原理に基づく弾劾的責任観から、どれほど自覚的に分離傾向を示していたのか、この点に関して出来得る限り実証的に検討することを試みるものである。

従って、本稿の問題関心において、七月王政における保守的・後進的ベクトルに目配りすることは、同体制の先進的ベクトルに着目することと等しく重要である。事実、オルレアン七月王政がブルボン復古王政からの人的連続性の上に置かれた体制であることは否定できない⁶⁾。また、1830年の憲章は1814年の憲章の謄写としての趣が色濃く、先行する体制からの進歩を示すものではあっても、例えば主権論の側面において顕著なように、「断絶」を

示すものではない⁷⁾。そして、見逃す訳にはゆかないこの非-断絶としての連続性は、ひとり国民主権論のみならず、大臣責任論に関しても顕著に妥当する。1830年の憲章の起草者が、大臣の刑事責任については規定を与えたが、それ以外の責任原理に関して自覚的にオミットした点においてである。1814年憲章と比べても弥増さる規律密度の低さにおいて大臣の刑事責任を組織・規律する方式において、刑事的な形式の下で裏口から大臣の「政治責任」を導入しようとする弾劾的責任観が見え隠れしているのである。かような大臣責任観は、大革命初期に設定されたその延長線上を一步も出ず、権力均衡とりわけ王権保全の主観的企図に奉仕するために陰に陽に用いられてきた方法論に順接している⁸⁾。かような消息は、大臣責任制を巡る七月王政下の立法動向においても概ね維持されたのであり、本稿における行論は、七月王政下の実定法の諸次元において「大臣責任」というプロブレマティック自体が敬して遠ざけられていた事情を素描することとなるだろう。尤も、後程行論する通り、現実の政治動態に目を転じてみれば、フランスはこの時期において、「立法府の消極的議決に引き続く内閣の退陣」を二度経験することとなった。とはいえ、これを以て七月王政下における「二度の倒閣」の経験、と見るのは、些か拙速である。議院による内閣不信任決議と内閣の退陣とを取り結ぶ紐帯には慎重な検討が必要であろう。

あらまし以上の筆法によって、本節はフランス議会制と大臣責任制における七月王政のすぐれて進歩的特質を確認しつつ、その後進性、もとい大革命期以来の文脈の射程の長大さを確認することを怠らないであろう。そして、本稿は——些かクロノロジカルな仕方ではあるが——フランス憲政史上、格別にセンセショナルな政治的大事件の素描と検討を以て行論から始めない訳にはゆかない。フランス大臣責任制に関する史論⁹⁾の多くが特級の先例として参照する大事件——他でもない、シャルル10世の元大臣衆の裁判である。

第1章 新体制の冒頭を飾る政治的事件

——シャルル10世の元大臣衆の裁判——

1830年7月27～29日の革命によって成立した新体制は、先行する体制の最後の1年間に行われた圧政を清算することを以て事始めとした。シャルル10世は既にカレー海峡の彼方に遁走してしまっていたから、彼の身代わりとなる贖罪の山羊が必要であった。そして、折良く新体制は、フランスから遁走し損ねていた数人の「元大臣」を捕縛することに成功した。新体制においても君主制が維持されていた以上、君主無答責の原理を尊重して国王の一身ではなく大臣の一身を以て供養することは好都合であったとも言える。当代においてシャルル10世の元大臣の裁判は、新体制の門出を祝う人身御供であり、一つの政治的出し物としての意義しか持たなかったかもしれない。しかし、本章冒頭においてこの大がかりな政治ショーを検討することは、単にフランス政治史のクロニクルな記述の一環たる意義に留まらない。高等院 Haute Cour というフランス政治司法 Justice politique の制度的伝統の最もリマーカブルな性格である「主権的権限 pouvoir souverain」が発露された最大の好例として、後のフランス大臣責任制において永く援用される先例としての意義を同事件が有しているからである。

第1節 事実及び訴追とその理由付け

ブルボン復古王政末期、1829年8月8日のオルドナンスで、シャルル10世はウルトラのポリニャックを内閣首班に指名した。これは代議院で多数を占める自由派議員たちからしてみれば、挑発に他ならない。1830年3月の会期冒頭における勅諭への返答として、221名の議員が、大臣を挿げ替えるよう国王に要求する奉答を採択した¹⁰⁾。フランス憲政史上高名な「221名の

奉答 Adresse des 221」である。国王は議会の圧力に屈するのを拒み、下院の解散を宣言する¹¹⁾。自由派勝利の選挙結果に対して、国王は1830年7月25日の四つのオールドナンスによって、新たに選出された代議院の解散を宣言した¹²⁾。この強権発動によって体制は瓦解した。シャルル10世は成功裡にイギリスへ亡命し、彼の大臣たちは逃亡を決め込んだ。しかし、7名の大臣の内、ポリニャック、ペイロネ Peyronnet、シャントローズ Chantelauze、ゲルノン=ランヴィル Guernon-Ranville の4名がまごついているうちに逮捕された¹³⁾。

1830年8月6日の代議院において、ユセーブ・サルヴェルト Eusebe Salverte 議員が「国王への報告書に対して、そして1830年7月25日付のオールドナンスに対して、署名を為した大臣を、代議院は叛逆罪の廉で訴追する。」¹⁴⁾と提案した。体制瓦解に伴う騒動は旧憲章の国王神聖不可侵条項を聊かも損なわず、国王は去るに任されたが、対して、元大臣衆には厳しい目が向けられていた¹⁵⁾。生き残りの大臣衆に詰め腹を切らせる形での総括が求められていた。旧体制の大臣衆はパリ市民からの憎悪の対象となっていたから、市民の暴発を防ぐためにも、どうにかして公衆の溜飲を下げる必要であった。サルヴェルト議員は元大臣衆を、憲法に対する侵害、瀆職、実力の不法な行使について糾弾し、1830年7月にパリで発生した虐殺についても内閣は責任を負っていると糾弾した¹⁶⁾。同議員は結論付ける。「1830年の終わりまで存在していた憲章の文言それ自体に照らしたうえで、もしこれらの行為が叛逆罪の罪を構成しないことがあったとしたら、責任なるものは夢であり、法律なるものはフィクションであり、正義なるものは空辞である。」¹⁷⁾ 全会一致で、代議院構成員はサルヴェルト議員提出の提案を審議に掛けることを支持し、同提案は審議のために議院理事部に送付された。

しかし、1814年憲章の規定からは、訴追された大臣に対する予審権限の所在が不分明である。サルヴェルト提案に対する委員会審議の後、委員会は代議院に対して、予審権限の管轄権を宣言するよう勧告している¹⁸⁾。本会議での審議の後¹⁹⁾、代議院は予審権限を委員会に付与すると決した²⁰⁾。

9月23日、報告者ベランジェ Béranger はシャルル 10 世の元大臣を叛逆罪、国家の対内的安全に対する謀議の廉で貴族院に送致する旨の委員会の結論を提示した²¹⁾。叛逆罪の廉での訴追が 1814 年憲章第 56 条及び刑法典を根拠としていること自体は明白である。しかし、彼はかかる罪質決定選択の所以、叛逆罪の構成要件如何については詳論しない。「1816 年以来、幾度となく立法の試みはあったものの、この問題に関しては如何なる立法も存在していなかった」²²⁾からである。審議の後で、代議院は各大臣の高等院（高等院たる貴族院 La Cour des pairs）送致に関する投票を行った²³⁾。最終的に送致は議決されたものの、しかし、叛逆罪の構成要件に関する詳論は相変わらず議論の埒外であった²⁴⁾。憲法の規定する刑事的責任追及自由の構成要件が不明確なまま打ち置かれたことによって、元大臣らの高等院送致が可能となったのである。

代議院により採択された決議は、1830 年 10 月 1 日、高等院たる貴族院に送付された²⁵⁾。貴族院は、予審不十分を理由として、予審を補完するための委員会を組織する旨決議している²⁶⁾。11 月 29 日、同委員会は報告を行い、上下両院が被告人たる大臣に対して有する裁判手続上の権限について敷衍した²⁷⁾。11 月 29 日に貴族院予審委員会報告者として演壇に立ったバスタール伯 Le Comte de Bastard は、同時点で有効な 1830 年憲章ではなく、旧 1814 年憲章が本件に対して適用されると述べる。「シャルル 10 世の大臣たちが、その行為者として訴追を受けているところの諸々の行為が生じたのは 1814 年憲章が有効であった期間においてである。それ故、本件訴追の法的与件は偏に、1814 年憲章の中から探されるべきである。」²⁸⁾ 従って、元大臣に対する両院の管轄権限が成立するためには、彼らについて申し立てられている諸事実が、1814 年憲章第 55 条に規定された反逆（そして/もしくは）瀆職の罪質決定に合致しなければならない。問題はこれらの罪刑については、ブルボン復古王政下、全く法制化されていない点にある。しかし、バスタール伯は罪刑法定主義を超えて前進することに躊躇いを見せない。「……政治犯罪 crimes politiques と大臣責任が問われているとき、つまり、国家の独立と安

全、諸制度と法律の保持、公的自由と個人の権利の保障が問われているとき、憲法が両院の間に設けた裁判所——一院が訴追を、もう一院は裁判を付託されている——の前においては、国家にとっての破滅が現に存在しているにもかかわらず訴追ができないとか、訴追は為されているものの裁判することは出来ない、などという結論は受け入れられない。』²⁹⁾ 要するに、伯の行論は必要即法であり、優越的な公的利益が問題となっている以上、刑事責任の追及といえど立法の欠缺によってマヒさせられることはない、との謂いなのである。それ故、元大臣に対する刑事訴追に際しては、両院に対して自由裁量的な権限が付与されることになる。「政治司法 la Justice politique は公法 droit public にのみ依拠するものではなく、万民法 le droit des gens にも依拠する。万民法は自然法に本質的な形で属しており、人民が各自の保全に留意するのは人民各自の権利とされる。それ故、万民法は決して裁判所も法も欠くことがあってはならないし、欠くことは有りえない。』³⁰⁾ かかる伯の行論は、フランス憲政の伝統的一断面としての「政治司法 Justice politique」という思惟を、法的確信として表徴している。更に伯は言う。「……叛逆罪に対して適用される法的定義が欠缺するとき、これを補完して同罪を訴追するのは代議院の権限であり、裁判するのは貴族院の権限である。これらの手続における諸アクトは、ただ単に法的 judiciaire であるのみならず、必然的に立法的な性格 caractère législatif を有することとなる……。』³¹⁾ 従って、議会は、一つは法的次元における任務、いま一つは立法的次元における任務という、本来異なった平面上に位置して交わることのない二つの権限を、同時に有するとされる。伯は、「諸君は、予審において確認された諸事実が区々の法律の文言においてではなく、理性 la raison そして言葉の自然な意味において叛逆罪を構成するものであることを確認すべきである。』³²⁾ と呼び掛けている。一般的規範の個別事例に対する当て嵌めという発想はここにおいて超克されている。1830年11月29日、フランス政治司法は初めてその全き姿を白日の下に曝したのである。

他方、バスタール伯による貴族院予審委員会報告が為された後で、代議院

予審委員会委員として元大臣らの予審に関わっていた代議院のペルシル Persil 議員は、貴族院予審委員会の結論を支持しつつ、異なったアプローチで起訴相当の理由付けを試みている³³⁾。バスターール伯報告に見られる通り、貴族院予審委員会は 1814 年憲章第 56 条における叛逆罪の法的定義の欠缺を、高等院として組織される貴族院の「立法権」を援用することで補完する——些か強引な——論である。対して、ペルシル議員は、このような「立法権」アプローチを全面的に否定する。「司法院 Cour de Justice として組織される以上、貴族院は、最早如何なる立法権も与えられていない。代議院と協働することでは、貴族院は立法出来ないからである。貴族院の為すことは、既に存在する法律を執行することに過ぎない。」³⁴⁾そして彼は、立法権については一切援用せずに飽くまでも制定法上の訴追の根拠を探求する。最終的に彼が探し出した根拠規定は、1814 年憲章が施行される直前まで有効であったところの革命暦 8 年憲法と刑法典であった。彼は「かかる責任は、先行する諸憲法と同様に、憲章の中においても規定されている。……そして、新たな法律がかかる罪を構成する諸事実について特定するまでは、古い法律、すなわち革命暦 8 年憲法と刑法典を参照する必要がある……。これらの法律は一度として廃止されていない。」³⁵⁾と言明している。些かトリッキーなかかるアプローチを、政治的見世物・人身御供に「裁判」という名を冠し、不適法性・露骨な政治性という傷口を隠すための包帯に過ぎないと指摘することは容易い。また、その後のフランス憲政・政治司法史においても、制定法上の根拠を無理に援用して手続法上の欠缺を治癒しようという発想は主潮を形成しなかった。尤も、バステイドのごとく³⁶⁾、政治的にして法的ならざるものを、法の領域へと引き入れようとするペルシル議員の立論は、説得力如何にかかわらず賞賛に値する努力であったとする捉え方もあり得る。少なくとも、法と政治の切り結ぶ領域を法的・理論的に思惟する消息が、フランス憲政史上ごく早い段階で生じていたことの証左を提供するものとは言えよう。

第2節 1830年12月21日高等院判決

元大臣たちの弁護人による弁論の後、高等院は審議のために閉廷した。1830年12月21日の判決は³⁷⁾、被告人たちが副署した1830年7月のオルドナンスは「王権による立法権の篡奪」であり、被告人全員が有罪であると示した。

高等院は、(旧)1814年憲章第13条「国王の身体は不可侵かつ神聖である。——国王の大臣が責任を負う。——執行権は国王のみに属する。」の規定に依拠している。しかし、復古王政下、国王と大臣衆との間には階層的な権力関係が存在しており、後者は前者に対して単に従属しているに過ぎなかった。副署制度は政治的決定権と責任を下方転移する機制とはされず、飽くまでも国王の署名の真正性を認証する法的手続に過ぎないとされていたのである³⁸⁾。しかし、本件における高等院は「国王シャルル10世の個人的な意思が本件被告人による決定に繋がったとしても、かかる事情は被告人の法的責任を免れさせるものではない。」³⁹⁾と判示した。従って、同判決は「大臣の副署は政治的な機能を有する」こと、すなわち「副署による責任の転移」の機制を正面から認めたのである。

とはいえ、そこでの理解において、イギリス憲政が経験したような国王大権の名目化と大臣責任制確立に向けての当代議会人士の進歩性を見てとるのはやや拙速である。何故なら、判決が見るところ、転移の対象となる責任は法的次元におけるそれ、すなわち裁判によってサンクションされる個人的・刑事的責任に過ぎないからである。同判決は1814年憲章第13条において散漫な形で規定されていた執行権責任の機制を整理し、立憲君主制・議院内閣制に適合する大臣責任機制を是認した点で半歩前進しているが、しかし、弾劾的責任観の基本的視座を出ていない点において限界付けられている。

高等院は、同判決において、1814年憲章第56条⁴⁰⁾に依拠することによって、被告人たちを叛逆罪で有罪であると宣告し「終身禁固 la prison perpé-

tuelle」の刑を言い渡した。判決は憲章第 56 条が想定する個別法が欠缺しており、かかる欠缺が手続上の重大な障碍となっていると率直に認める。同判決が「如何なる法律も叛逆罪に対する刑を規定していないことに鑑みると、そして当院がかかる欠缺を補完する必要性を有していることに鑑みると」⁴¹⁾とわざわざ述べている点に注目すべきである。従って、高等院は「叛逆罪 trahison」についての罪刑が何ら事前に法定されていない事実を承知で「主権的に souverainement」に判決を下したのである。確かに高等院は自身の宣告した刑の正当化の為に幾つもの刑法条文を引いているが、これは無為の贅言に過ぎない。具体的な条文を挙げた後で判決の本筋はすぐにそこから遠ざかってしまっているからである。それもそのはずであり、元大臣衆に宣告された「終身禁固」という刑は刑法典には規定されていないサンクションだったからである⁴²⁾。もとより高等院判事たちには刑法典に準拠した裁判手続を迫行しようという意図はなく、裁判権 autorité judiciaire の主体としての裁量権の範囲を明らかに踰越し、自らの立法体 corps législatif としての本質を露出させてしまっているのである⁴³⁾。高等院は起訴事実に対して科されるべきと思料した罪を自ら選択することによって、法の欠缺を無視した⁴⁴⁾。高等院は刑事法の諸原則、なかでもとりわけ「法律無くして刑罰無し」の原則を破って、自由裁量的な権限を自覚的かつ公然明白に宣言したのである。しかし、このことにより、本判決の先例としての地位は厭でも高からしめられることになり、本事件は、起訴事実に対する罪質決定に関する高等院の「主権的権限」の先例として、その後永らく参照・援用される地位が付与されたのであった。しかも、1830 年憲章の起草がシャルル 10 世の元大臣に対する刑事訴追と同時的に行われていながら、30 年憲章が 14 年憲章における同種の規定よりも不明確で曖昧な刑事規定を存置させた点に、同時代人の思潮における法的確信を読み取るのは困難ではない。

第2章 1830年憲章下での大臣責任の制度的諸相

以下では先ず、先行するブルボン復古王政下からの統治機構論における顕著な連続層として、「刑事責任原理を専らとする大臣責任制」の憲法制定過程について行論し（第1節）、次いで、大臣の政治責任を原理的に採用する大臣責任制における責任原理が専ら「道義的 morale」なものとして解され、法制度上から放逐されていった経緯について確認する。幾度か試みられた大臣責任制に関する法整備構想に関しても本節において検討する（第2節）。最後に、以上第1節、第2節に論じる消息が生成し、推移したところの背景文脈への検討が為される。七月王政下における政治動態を、「王権の保全」と「議会特権の擁護」の対抗文脈から把握・分析することによって、同体制下における大臣責任の制度的・非制度的現象形態を鳥瞰的に把握する（第3節）。

第1節 憲章における刑事責任原則の維持

1830年憲章は1814年憲章の謄写としての性格が色濃く、後述するように、全く同じ規定を採用している部分も見受けられる。両憲章に基づく体制は何れも君主政体であり、1814年の憲章よりも一層リベラルで制限的な君主政体を指向していた点はあるにせよ、「君主の執行権の側に諸権力の均衡が傾いていた体制」⁴⁵⁾であり、二つの憲章は基本的には同質のものであった。七月革命が成功した時点において、新たな体制の組織化について、二つの対照的な立場が存在した。旧体制の抜本的な改革を志す立場と、旧体制の部分的改革を志す漸進的進歩の立場とである。前者の立場を代表する政論家が自由主義者のベラルール Bérard であり、後者の立場はド・ブロイ公やギゾーらによって代表されていた。革命の直後に新たな憲法草案を起草したベラルール

は、「如何なる正当化にもかかわらず、我々の諸制度は不完全なものであり、様々な点からみて誤りのあるものである。我々の諸制度を拡大し、完全なものとする必要がある。」⁴⁶⁾と述べている。そして実際に彼は、自らの作成した草案を同志の議員たちと連名でオルレアン公に送付している^{47) 48)}。これに対して、より保守的なグループ、ド・ブロイとギゾー、そしてシャルルド・レミュザ Charles de Rémusat とも 1814 年憲章の修正作業に取り掛かっていた。彼らは、対抗馬たるベラル草案とは異なる草案を作成しようと試みていた⁴⁹⁾。ド・ブロイ公は「細部の問題について特に大きな意見の食い違いはなかったが、我々、すなわち私とベラル氏は、全体像と出発点に関して完全に意見を異としていた。ベラル氏は、公然かつ完全に、過去との繋がりを断ち切ろうとする立場であった。全く新たな王朝を打ち立てようという訳である。氏は先験的推論に基づく原理に従って諸制度を修正し、習俗と社会の状態についてまで、或る程度は変革しようとしていた。思うに、私の考えはベラル氏とは正反対であった。要するに、1830 年のフランスは、諸事実及び諸精神の状況が余儀なく要請するところの革新のみを導入する必要があったのだ、と私は見た。」⁵⁰⁾と。そして、1830 年の制憲過程で先手を打ったのはド・ブロイとギゾーらであった。ベラル一派はオルレアン公に体よくあしらわれ、蚊帳の外に置かれた⁵¹⁾。

如上、1830 年制憲過程は、抜本的な改革を指向するグループと、オルレアン公に近く、君権保全と極めて緩徐な改革を指向するグループのせめぎ合いの中で展開した。以下では、七月王政下における大臣責任制の生成過程について検討する。七月王政は本質的に君権の側にパワー・バランスが傾斜した体制であり、その点において旧体制との連続性の裡にある。加えて、大臣責任制に関しても、ラフェリエールが「1814 年憲章と同様に、1830 年憲章も大臣の政治責任については触れていなかったのである。」⁵²⁾と指摘する通り、旧体制との連続性を示す。じっさい 1814 年憲章と全く同様の形式において、1830 年憲章もその第 47 条において、大臣の刑事責任について規定している。すなわち、訴追は代議院の権限に属し、裁判は必要的に貴族院の権限に

属する⁵³⁾。それどころか、1814年憲章以上に30年憲章の態度は曖昧であり、如何なる罪が大臣に対する代議院の訴追を開始させるかについて完全に沈黙している。すなわち、「叛逆罪」「瀆職罪」という責任追及事由が憲章中から削除されているのである。つまり、大臣責任制に関しては、1830年憲章は1814年憲章からの連続層の中で、規律密度を後退させている。かかる憲法現象が如何にして生じ、展開したか。以下ではこの点に関して行論する。制憲過程における二大アクター、すなわちベラール主導の急進派とオルレアン公に近い保守的グループとのせめぎ合いという構図の中で1830年大臣責任体制が生成していった経緯は、制憲過程全体の構図と全く同一であり、制憲過程全体の中でも大臣責任論は少なからぬ比重を占めていた。新たに採用されるべき大臣責任制に関して、議論の口火を切ったのはベラールであった。彼は、1830年8月6日の貴族院において、1814年憲章第14条（国王の執行権規定）の修正を提起し、同条の「国王は最高の国家元首であり……法律の執行と国家の安全の為に必要な規則と王令を制定す。」に関して、「私はこの最後の文言、すなわち『国家の安全と *et la Sûreté de l'Etat*』を削除し、『全て大臣の責任の下で *le tous sous la responsabilité de ses ministres*』という文言で置き換えることを提案する。』⁵⁴⁾と問題提起した。国王無答責原則が維持されている点から見ても、この提言は副署の政治的機制を明確化するためのものであることが明らかである。確かに、ベラールにおける大臣責任理解は刑事責任原理に基づくものであり、その限りで弾劾的責任観の軌道を外れたものではない。しかし、政策決定とそれに対する決定者の責任とが紐帯を以て連動する点に鑑みれば、ベラルールの制度構想が政治的決定権を国王大権から引きはがそうと意図していたことは窺える。加えて、ベラール議員は1814年憲章第56条の削除も提案している。この条項は両院に大臣責任追及の管轄権があるケースが叛逆罪と瀆職罪に限定されているからであり、彼はこれを両院の「訴追権の制限」と批判している⁵⁵⁾。この点からも、弾劾的責任観の枠内において、大臣の権力を責任と連関させつつ強めようとするベラルールの企図は明らかと思われる。

代議院は審議のために同法案を委員会へと送付する旨決定した⁵⁶⁾。早くも同日中に、委員会報告者デュパン・エネ Dupin Aîné が報告したが、その内容は審議に係った法案法文と殆ど異ならなかった⁵⁷⁾。他方、1814年憲章第14条の修正に関するベラールの提案は否定された⁵⁸⁾。早くも翌日には、代議院で審議が始まったが⁵⁹⁾、審議はただ一日しか行われず、公権力の組織に関する規定は忽ち成立してしまった。大臣責任に関する問題は討議から除外されていた。代議院は、一方では1814年憲章第14条の修正に関してはベラール提案を否定する委員会修正案をそのまま採択して第12条として新たな憲章に採用、他方では1814年憲章第56条は新憲章では採用しない旨、審議なしで採択したのである⁶⁰⁾。その代わり、「特別規定」なるものが置かれ、大臣責任の詳細な組織化は「出来得る限り早期に個別法律で定める」として先送り・棚上げされた。出席議員の中で、229名が提示された法案に賛意を示し、反対は33名に過ぎなかった⁶¹⁾。そして宣言は貴族院へと送付・可決、オルレアン公へと送付された⁶²⁾。以上の経緯を鑑みれば、1830年憲章は、1814年憲章の修正に過ぎないことが明らかであり、急進的な改革を目指す自由主義者連と、最低限の漸進的改革を目指す王権に近い保守派との妥協の産物であったと言える。

1830年の制憲者が旧憲章に対して施した修正は僅少であった。1814年憲章の全74カ条（「経過規定」除く）中、実に46カ条が1830年の新たな憲章においても維持され、修正されたのは18カ条に過ぎず、削除は11カ条、追加された新条項は僅々4カ条に過ぎない⁶³⁾。尤も、新たな憲章によって、旧憲章からの大きな変化が齎されたこともまた、事実である。国王は最早「フランス人の」王たるに過ぎず、主権が国民に属するようになったことは象徴的であるが、バステイドも縷々指摘している通り、国王のプレゼンスが、制憲過程においても、制定された統治の基本体制においても大きく相対化されていた点が注目される⁶⁴⁾。国王の掌中には裁可権という武器が残されたが、しかし、法律発案権が両院にも配分されたことに鑑みれば、立法作用の再均衡化は顕著である⁶⁵⁾。加えて、王権は1830年憲章第13条「国王は……法律の

執行に必要な命令とオルドナンスを定める。ただし、法律自体を失効させることも法律の執行を免除させることも出来ない。」との規定により、更に強く制限される。国王に付与された命令制定権は立法権への敬讓の形で枠付けられている。つまり、1830年の制憲者意思は復古王政下において確認された国王による権限濫用、すなわち、国家の安全を名目として国王に対して真正の立法行為を認める1814年憲章第14条の規定が拡大解釈される状況を回避しようとしたのである⁶⁶⁾。1830年憲章は1814年憲章の欠陥を是正するべく幾らかの改良が施されていたこと、これは事実である。なお、王権の神聖不可侵性は維持された。体制成立の縁由に鑑みれば、王権が「神聖」であるとの謂いには些か無理があるが⁶⁷⁾、君主制が概ね普遍的に採用する形容句が、大臣有責原則の理論的前提として採用されたのであろう。

以上、制憲過程において、第一に王権の保全と王権の制限とを二つながら採用することによって権力均衡体制が経験的・具体的な手法によって指向された消息、第二に、大臣の刑事責任原理のみを採用、しかして規律密度は一層緩めるといふ、極めて濃厚な弾劾的責任観が採用された消息が、行論し得たものとする。以下では更に、1830年憲章及び同憲章体制における大臣の刑事責任の原理と動態に関して検討する。

そもそも、1814年憲章第56条については「訴追権の制限」⁶⁸⁾（ベラール）であるとの批判が存在していた。同条の削除に関しては新体制の採用するところとなったが、その意義は、二通りの仕方でも説明される。先ず、1814年憲章第56条の「削除」すなわち新憲章への「不採用」の意義は、1832年12月12日、代議院への大臣責任関連政府法案の提出時に、当時の法相バルトBartheが敷衍している。「第56条の修正において、大臣責任に関して宛てられていた制限は削除された。これは、大臣責任を規律する法律が起草される際の、全き自由の余地を残しておくためである。」⁶⁹⁾と。そして、新憲章が旧憲章第56条の「削除 - 不採用」以上に、より詳細の規定を置く措置に出なかったことの意義については、1830年憲章第47条が「訴追する accuser」という言い回しを用いていることから「憲章が刑事訴追についてしか語

ることに同意していないということを、明らかに証拠立てている。』⁷⁰⁾ことが自明であると考えられたからである。つまり、1830年の新憲章が、全き弾劾責任観に立っていることが証拠立てられる訳である。体制の想定する権力均衡を損ない、延いては王権を含む執行権全体を立法府に従属せしめる可能性を導入しかねない大臣の政治責任原理は否定され、規律密度の低い刑事責任原理を以て、「機能的に」大臣の政治「的」責任を導入しようとする当代政治士の企図の存在を推し量り得る。1830年憲章第47条について、マルセル・モラビトは正当にも「大臣責任を叛逆罪と瀆職罪の場合に限って組織する1814年憲章第56条の削除は、確かに、刑事責任の領域を拡大させようとする意思を表している。しかし、これは如何なる形でも、大臣の政治責任への歩みを表しているものではない。』⁷¹⁾と指摘する。すなわち、体制は君主制—均衡体制—弾劾的責任観のトリアーズを自覚的に選択し、君主制—緩やかな権力分立体制—議院内閣制のトリアーズを自覚的に排除する。1814年憲章同様、1830年憲章も、その第69条において、大臣責任の規律化を法律事項として委ねる⁷²⁾。果たして如何なる立法も為されなかったことにより、旧憲章に弥増さる第69条の規定の不明瞭性から、自身の権限についてのより広範な解釈の可能性が議院に対して提供されることになった。そして、刑事的機制を介した政治「的」大臣責任導入の可能性が潜在的に開かれた。果たして実際の政治動態はかかる機制の実効性を確認するものとなった。

七月王政下においては、政府による政策を議会勢力が迫及する際に、大臣の刑事責任迫及という手法が用いられたことが、確かに記録されている。1848年2月22日の代議院におけるギゾー内閣に対する訴追提案がそれである⁷³⁾。この訴追提案は次のような内容のものであった。「我々は、内閣を、以下の罪について訴追することを提案する。第一、名誉と利益を度外視し、裏切ったこと。第二、憲法の諸原理を歪曲し、自由の保障を侵害し、市民の権利に対して攻撃を加えたこと。第三、極度の腐敗によって、公論の自由な表現に代えて個別的な利益の企図を充て、代表制統治を墮落せしめたこと。

第四、大臣の利益において、公職から不当に利益を得、また同様に、権力に付与された権限と特権から不当に利益を得たこと。第五、同じく大臣の利益において、国家財政を破たんさせ、国家の威風を危険に曝したこと。第六、市民から、全ての自由な憲法によって保障されている固有の権利を奪い、憲章、法律、先例によって彼ら市民に対して保障されるこれら権利の行使を奪ったこと。第七、最後に、公然たる革命的な政策によって、我々の革命から得られた成果の全てを問い直し、国家を深刻な混乱の中に陥れたこと。』⁷⁴⁾ この訴追提案に関して、提案者であるオディロン・バロは次のように語っている。「……丁度我々が宴会運動を放棄しなければならなくなったとき、大衆の情熱を議會審議の方へ向けさせることで、かかる情熱のはげ口を見つける必要があると考えられた。我々はまさにこのような意図の下で、その時の會議で、内閣に対する訴追提案を行おうと決心したのであった。』⁷⁵⁾ つまり、この訴追提案は、その政策への公然たる批判として、ギゾー内閣全体に対して向けられていたものであり、如何に刑事的な形式を採ろうとも、その目的的政治性は蔽うべくもない。フランスにおける大臣刑事責任史論は「この訴追提案は一般的な言い回しで書かれている。刑事的な性質決定に馴染み得る具体的事実は何一つ含まれておらず、ただ偏に、政治的な反対を証言する言説によって構成されているのである。』⁷⁶⁾と強調し、弾劾的責任追及の一級の先例としている。

1830年憲章第47条が、一切の罪刑の法定を放棄しており、「叛逆」と「瀆職」を大臣の責任事由として規定している1814年憲章第56条から、規律密度において後退していることについては既述した通りである。しかし、大臣に対する訴追事由を些かなりとも分節化しようとする指向が全く存在しなかった訳ではない。憲章における大臣責任の刑事的・一元的把握にもかかわらず、かかる刑事的責任の中に二種の類型が存在するであろうこと、すなわち大臣の職務と直結し、両院が追及の管轄権を有するような行為類型と、通常裁判所の判事が管轄権を有するような一般法上の責任事由となるべき行為類型とがあるであろうことを予期する二分法は既に思惟されていた。例え

ば、ベリヤ・サン=プリは「……第 47 条は如何なる罪を対象としているのであろうか？ 大臣は私が『大臣的な ministérielle』と形容できるような罪を犯すことがあり得る。というのも、かかる罪は、或る市民が大臣の職務を引き受けることで負うこととなった諸義務を侵害することに全く帰結するのであり、それに留まるからである。また、大臣は、大臣としての義務とは何の関わりも持たない罪もまた、犯し得る。第 47 条は、例外なく、かかる大臣責任の第一の類型の方に適用される。』⁷⁷⁾と述べている。また、大臣の刑事責任事由の類型化について詳論するのが、七月王政期における代表的な公法学者ペレグリーノ・ロッシである。彼は、大臣という職務に在る人物によって為され得る行為を三類型に分類し、各々別個の刑事的責任類型として分節化している。彼は先ず、一つ目の類型として、「厳密な意味での大臣のアクト、つまり、大臣が為すべき任務あるいは義務としてのアクト」⁷⁸⁾を挙げる。次いで、二つ目の類型が想定され得る。「大臣が大臣としての資格において行うものの、厳密な意味での大臣のアクトにはあたらない、別のアクトが存在する。』⁷⁹⁾そして、最後の類型として、「三つ目の類型が存在する。これは、大臣が、単なる私人としての資格において為し得る全てのアクトであり、そこで犯された全ての罪は、行為者の大臣としての性格とは何らの直接的関係も持たない。』⁸⁰⁾と彼は述べる。以上のような行為の類型化に対応させる形で、ロッシは、責任追及態様、すなわちサンクションの類別化を行っている。彼によれば、1830 年憲章第 47 条「代議院は大臣を告発し、大臣を裁判する権利を有する貴族院へ大臣を訴追する権利を有す」との規定が適用されるのは専ら前二類型のみであり、三つ目の類型は普通法の領域に属するとされている⁸¹⁾。つまり、『憲法講義』に示されたロッシの理論によれば、弾劾制の機制が作動するのは、大臣の職務遂行上の行為あるいは「職務密接関連行為」ともいうべき行為に限られる。それらにあたらない場合は、普通法の適用される通常司法系統において責任追及されるべき事例であり、私人に対する法的責任追及の場合と何ら変わらない、ということになる。このようなロッシの理論は、大革命以来漸う議会制が進展しつつありながらも

未だ議院内閣制が確立しない段階としての七月王政期における弾劾責任制の輪郭を明晰な形で描き出した理論として、顕著な意義を有するものと言える。弾劾的責任観の特質——すなわち、原理において厳密に法的領域に留まることを自己定義するも、その人的・事項的管轄において、動態上、政治性を不可避免的に濃密に帯びる一つの機制——を、1830年憲章という制度的枠組みの中で詳細に解き明かしているからである。後世において七月王政期の大臣責任制について敷衍した公法学者、例えばバステイドの理論も、ロッシによる分析の軌道から外れることは無い。次のような分析を読むにつけても明らかである。「1814年憲章における大臣に対する管轄権限は、人的管轄 *ratione personae* と事物的管轄 *ratione materiae* を一つに混合した性格のものであった。何故ならば、かかる管轄は叛逆罪と瀆職罪の場合にしか適用されないものだったからである。1830年憲章では、かかる制限は消滅した。しかし、一般的に、自身が犯した普通法上の罪については、大臣は通常裁判所に係属するものであるという発想が受容されていた。1830年憲章において生じた法文の変動は、結果として、大臣職務と結節した叛逆罪と瀆職罪以外の罪 *infractions* にまで高等院の権限を拡張する効果は持たなかった。」⁸²⁾

第2節 制度改革構想

——道義的責任 *responsabilité morale* 観の支配——

復古王政、七月王政、第二帝政という、大革命と第三共和制を橋渡しする各体制は、何れの体制も大きく二つの段階に分かれているという点で共通する。復古王政の場合、保守的なルイ18世の治世と、より一層反動的なシャルル10世の治世とはその様相を大きく異にしており、第二帝政も周知の通り「権威帝政」と「自由帝政」の二つの段階に分かれている。七月王政を二つに分かつ理論を提唱するのがピエール・ロザンヴァロンである。彼は、1830年から1835年にかけてを第一段階とし、「体制は自身の存続をかけて戦っており、街頭での運動、急進的な政治的異議申し立てを鎮めることに努めてい

た。つまり、国王特権と議会特権は、戦うべき共通の敵を有しており、避けるべき共通の危険を有しており、為すべき共通の事柄を有していたのである。国王特権と議会特権は相互批判の代わりに、連合し、互いに支えあうことの方が重要と考えた。」⁸³⁾と性格付ける。つまり、城内平和の時代である。1836年以降、体制が安定的になったと見るや、国王特権と議会特権の間で公然たる抗争が始まる。これ以降が七月王政の第二段階である。このような歴史的枠組みは大臣責任論にも妥当する。憲章が当然に想定するところの法整備構想は第一の段階にのみ集中している。つまり、大臣責任の規律密度を向上させれば体制の安定に資すると考えられたのである。以下では、法整備構想の具体例について検討してゆきたい。

大臣責任に関する法整備の為の唯一の議員提出法案は、1832年12月にドゥヴォー Devaux 議員により代議院に提出されたものである⁸⁴⁾。同法案は、憲章とは異なり、責任の刑事的な側面のみにとどまらず、他の領域へと足を踏み入れている点で特徴的である。同法案において、フランス憲政史は初めて、制定法上において大臣責任の三つの型が明示的に、同一条項の中に規定される経験を得た。同法案第2条は明快に「責任は、政治的、刑事的、民事的である *la responsabilité est politique, criminelle ou civile*」⁸⁵⁾と規定する。しかも、ドゥヴォーはこれら三つの責任類型それぞれに該当する行為；事由と手続とについて詳論している⁸⁶⁾。加えて注目すべき点が、同法案が他の二つの責任類型に先立って検討している政治責任に関して見られる。まず、政府の集団的かつ連帯的な責任と大臣の個人的責任との二分法が宣言された後⁸⁷⁾、法案第5条が、政治責任が問題となり得べき諸々の事由を明示し⁸⁸⁾、第6、第7及び第8条において、政治責任の追及手続について検討しているのである。政治責任について触れる制定法の規定としては、前例の無いほどの充実ぶりである。ただし、かように先進的なドゥヴォー提出法案といえども時代的制約からは必ずしも自由ではなく、かかる「政治責任」の追及主体は依然として、飽くまでも国王であるとされていた。同法案が勅語奉答の技術を流用しているのは明らかであり、両院は共同して、国王に対してその国

務評定官の内の何れかの者か、あるいは内閣を告発する決議を採択する可能性を有する、としている⁸⁹⁾。もし両院ともにかかる決議を支持する旨の採択を行えば、議会は国王に対して、かかる告発を奉答の形で行う⁹⁰⁾。必ず1カ月の期間を置いたうえで、かかる決議は他方の院によって採択される奉答 *adresse au Roi* となり、かかる奉答によって「告発された一大臣あるいは諸大臣は国民の信任を得ていない旨宣言される」⁹¹⁾のである。この場合、国王は、下院の解散を決意しない限りは、問題とされている大臣あるいは内閣全体を罷免しなくてはならない。ドゥヴォー議員はその趣旨に関して次のように説明している。「国民による信任が失われたと宣言する議会在が告発を行ったとき、選挙人団の意見に対して国王が発する言葉は次の内の何れかでなくてはならない。すなわち、内閣を断罪した議会多数派を替えることによって内閣を正当化するものであること。あるいは、二度にわたって不信任を受けた内閣あるいは大臣を、政治的に死に至らしめるものであること」⁹²⁾。この手続に従えば、大臣に対する両院の不信任権は明確な形で示されるはずである。とはいえ、法案における両院は革命期初頭における勅語奉答よろしく、国務評定官に対する罷免権まで有することは無い。「国王の調整権 *la pouvoir modérateur* は、悪を押しとどめるためにせよ、自らへの助言を為す者どもを遠ざけるためにせよ、国民が保存的叡智 *sagesse conservatrice* へ助けを求めている旨、注意を喚起するのである。」⁹³⁾「従って、純粹に政治的な責任というものは、問題の大臣を刑事的に断罪することを熱望する代わりに、問題となっている大臣が最早大臣たり得なくなるという、より一層重大な目的を完遂するものなのである。」⁹⁴⁾ 従って、同法案は不信任議決権と大臣罷免権とを明確に分離している。

次いで、ドゥヴォー提出法案は刑事責任に目を転じる。同法案は、1830年憲章が削除した罪刑の法定を復活させる。先ず、叛逆罪と瀆職罪が定義付けられ、その他の犯罪 *infraction* と国務評定官によって負われるべき刑罰のそれぞれの定義に関しては、明示的に刑法典を参照させるという手法を採る⁹⁵⁾。ドゥヴォーはロッシとは異なり、大臣に関する通常裁判所の管轄権を

全て否定し、大臣に対する刑事的案件に関わって為される訴追は全て両院の排他的な管轄権に属せしめるべきであると提案する⁹⁶⁾。刑法典の適用にあたっては刑事法の原則としての時効が尊重されなくてはならないものの、ドゥヴォー議員は、貴族院が叛逆罪と瀆職罪の場合に適用されるのが最も適当な法定刑 *peine légale* を自ら決定しなくてはならない、と明言している⁹⁷⁾。ドゥヴォーは「……憲法の形態と代表制統治の本質から推論されて帰結するところの、刑罰の新たな明示は、政治的性格を有するものであり、通常の刑罰の適用を許すものではない……。従って、高等院は自身が大臣の政治的重罪及び軽罪に対して適用しようと望む刑罰を、法律の規定している刑罰の中から選ぶ権能を有しており、その他の重罪及び刑罰については、自身の判決において、通常の刑事法の領域に属するものとしなくてはならないのです。」⁹⁸⁾と説明している。このようなドゥヴォーの説明は、高等院が自身の主権的権限を宣命したシャルル 10 世の元大臣衆の裁判の直後という時代的背景を考えれば感得されるものである。

ドゥヴォー議員による法案提出と時・主題を同じくして、政府提出法案が法相バルト Barthe によって代議院に提出された⁹⁹⁾。法相は、政府提出法案こそが国王演説の中で触れられている事案に関わるのだからドゥヴォー議員提出法案の審議に優先させるよう主張し、ドゥヴォー議員も概ね政府提出法案に好意的な立場を見せた¹⁰⁰⁾。代議院はドゥヴォー議員提出法案の審議延期を却下、両法案は同時並行的に審議されてゆくこととなる¹⁰¹⁾。

1832 年 12 月上旬から中旬にかけて代議院で始まった審議において、政府は憲法が「出来る限り速やかに」解決されるべきと予示していた大臣責任制の問題と向かい合うことになったが¹⁰²⁾、しかし、法相バルトによる政府提出法案は、ドゥヴォー議員提出法案よりも革新性に乏しい。政府提出法案は刑事責任と政治責任という二種の大臣責任が存在すること自体は明示しているが¹⁰³⁾、しかし、刑事責任に対する規律を組織するに留まる。従って、政府提出法案は自覚的に、政治責任原理の法編入を否定するのである。法相が、政治責任は議会多数派によって追及されるものとし、「私は諸君に対して、政

治責任に関して、この責任原理に力を与えるであろう無限定な性格を付与することを提案する。』¹⁰⁴⁾と強調している。法案の第1条には奉答の型式が規定されていたものの、一大臣あるいは諸大臣の刑事責任の追及を生じさせるものに過ぎない¹⁰⁵⁾。しかし、法相は、何らかの政治責任が事実領域において現象することを排さない。「両院の願いは、何時であっても、天聴に達する途を見出す。一定の状況下において為される大臣との協働の拒否は、諸君が国王に対して与えうる、最も効果的な警告である。諸君が、国王に対して、陛下の信任無しでは職務を遂行していくことのできない、この危険な大臣から、陛下の信任を取り下げると伝えるための、最も効果的な警告なのである。』¹⁰⁶⁾従って、両院は大臣衆から信任を撤回することが出来る訳だが、しかし、この場合、大臣を罷免する権限については、大臣任命権の専管者たる国王に、専管されるのである。

刑事責任に関して、バルト法相による政府提出法案はドゥヴオー議員提出法案と同様に、叛逆罪と瀆職罪の罪刑を採用し、「職務上の義務違反 *prévarication*」という罪質も付け加えている¹⁰⁷⁾。そして、法案は、これら三つの特定の罪質について定義付ける¹⁰⁸⁾。その上で重要であるのは、法相はその他の犯罪 *infractions* については普通法 *droit commun* の領域に属すること、すなわち、大臣がその職務の遂行上犯した侵害行為 *atteinte* であるが、それらは事前に下院からの許可を得たうえで貴族院に送致することが正当化され得る、とする点である¹⁰⁹⁾。更に法相は、大臣に対して両院の下に刑事訴追が為された場合の手續について敷衍しており、「もし代議院の解散が宣言されたなら、訴追は取り下げられる」としている¹¹⁰⁾。この点、政治責任原理と刑事責任原理の混同が見られる。下院解散が刑事訴追に終止符を打てる以上、国王に対して、国務評定官の一人に対して為された訴追への、停止的拒否権が付与されたとみるべきであろう。そもそも、普通法上の *infractions* への訴追に関して、単に議院の許諾が必要なだけでなく、貴族院送致という弾劾制の手續が採用されている点で、法相の説明する政府提出法案においては、純粹に司法的領域に属する責任原理は想定されていないかの観がある。

大臣責任についてドゥヴォー議員提出法案とバルト法相の手になる政府提出法案という、二つの法案が出された後、代議院において法案審議の為の委員会が組織された。1833年4月20日、ベランジェ議員による報告が行われた¹¹¹⁾。ドゥヴォー議員提出法案も審議されはしたが、しかし、委員会は基本的に政府提出法案に依拠し、それに幾らかの修正を加えた¹¹²⁾。委員会修正案が政府提出法案の基本線に沿っていたことは、それが大臣の刑事責任のみを扱い、政治責任については検討領域から除いている点に明らかである。とはいえ、ベランジェ議員報告による委員会修正案に独自性が無い訳ではなく、寧ろ、19世紀中葉のフランス大臣責任制史の中で、この委員会修正案は、大きな独自性を有している。そこで用いられた用語法故である。彼は既に復古王政下のパスキエ男爵において用いられ、ドゥヴォー議員によってもバルト法相によって用いられた政治責任 *responsabilité politique* という言葉を意図的に退け、「道義的責任 *responsabilité morale*」という言葉を用いるのである。彼曰く、「責任には三類型がある。すなわち、道義的、民事的、刑事的 *morale, civile ou criminelle*, これである。」¹¹³⁾と。執行権者の責任には、法的に把握できない領域が存在する——この認識に立つ限り、かかる責任領域を「道義的 *morale*」と形容する用語法は、なるほど言い得て妙であろう。「諸君、道義的責任は、定義付けられ得ない全ての場合を包括するのであり、実定法に基づく評価を、客観的な刑罰による把握を逃れる、ある種知覚しがたい性質を持つ全ての場合を包括する。」¹¹⁴⁾とベランジェ議員が説明する通りである。委員会修正案の「道義的責任」論は、事実領域におけるサンクションに主眼を置く¹¹⁵⁾。「(道義的責任は) 言うなれば、最も一般的な *la plus générale* ものである。というのも、道義的責任は、体刑・金銭刑の形に還元することこそ出来ないし、人によってはさして重要なものと映らないであろう。しかし、それでもやはり、道義的責任は世論という裁きの為のものなのである……。」¹¹⁶⁾ 以上のような基本認識に立つ委員会修正案において、ベランジェは、「これは、過去の教訓が我々に対して危惧するよう警告するところの軋轢を惹起するものであろう。かかる軋轢からは国王と両院の間での衝

突が生じ得るのであり、そこでは原理というものが確立されないのが問題である。この種の責任に伴う真の道義的刑罰とは、議会多数派に捨てられた状態に本質を有する。」¹¹⁷⁾と述べて、政治責任（委員会修正案の用語法においては「道義的責任」）を法領域に編入しようとするドゥヴォー法案を否定するのである。

大臣の刑事責任に関する委員会修正案は、政府提出法案に倣って、叛逆罪、瀆職罪、職務上の義務違反という三類型を規律対象としており¹¹⁸⁾、加えて、下院解散時の取扱いに関しても政府提出法案の方針が維持されている。「この規定は全く賢明であり、全く道理にかなっている。実際、下院が解散されてしまえば、最早訴追者は存在しない。訴追追行にあたっていた委員たちには最早権限が無くなる。政府が訴追を中止させるために下院の解散を命じることになりはしまいかとの懸念を、本音として持つ向きもあるだろう。このような懸念はなるほど尤もである。しかし、政府はそうすることによって重大な責任を負うことになるのみならず、解散は詰まるところ、国民世論に対して、訴追まさにそれ自体についての問いかけを為すものなのであり、新たに選出された下院は訴追をやり直す全き権能を完全に保持しているのである。」¹¹⁹⁾とベランジェ議員は報告する。代議院の解散によって一大臣に対して為された刑事訴追に終止符を打てるとする制度設計は、刑事責任と政治責任の質的相違を否定ないしは相対視する視座を前提としており、この点、バルト法相の報告に係る政府提出法案と同断である。しかも、このような姿勢は、ベランジェが、訴追の目的は本質的に問題となっている大臣の辞職を得ることに存する、と説明している点で一層自覚的なものとなっている。「本質を見失ってはならない。そもそも、訴追の最も重要な目的は、被告大臣を直ちに裁判にかけるということにはない。寧ろ、かかる大臣をして最早大臣でなくすることにあり、かかる大臣をして国家の指導に関わらしめるのを止めさせることにある。」¹²⁰⁾ベランジェはまた、シャルル10世の元大臣衆に対して高等院が行使した主権的権限の先例を正当化する。「高等院の裁判権は……本質的に政治的であり、高等院に対しては、政治的な必要に応じて科刑

を適用できるように、相当の自由を与えておくことが望ましい。かような権限の行使には危険が無く、如何なる不都合も生じないことは、経験の示すところである。」¹²¹⁾ 従って、委員会修正案における大臣の刑事責任は、その発動・追及が極めて容易な機制である。それは偏に、その規律密度の低さによる。かような制度設計は、報告者自身が刑事訴追の開始は何よりも先ず大臣の辞職に繋がるべきだと言明している以上、政治的理由への奉仕を目的としていることが明らかである。かような弾劾的責任観は、本質的に議院内閣制のレジームに属する執行権の政治責任原理を憲法ないし制定法に編入する実益を有しない。

議会審議は途絶えがちになった。数週間後、ベランジェ議員は代議院に対して、大臣責任についての審議を求めたが¹²²⁾、要求は通らない。バルト法相が代議院において大臣責任に関する第二次政府提出法案を示したのは1834年1月になってからのことである¹²³⁾。新たな法案では、同法案とは別の個別の法律に高等院での手続規定を委任していた¹²⁴⁾。この点以外は、第二次政府提出法案は1832年12月12日の第一次政府提出法案と変わらない。それ故、大臣の政治責任はなおも無視され続けている。法相が同法案を提出した後、代議院はその委員会送付を決定した。1か月後、委員会は、政府提出法案に対する修正を示し¹²⁵⁾、政府提出法案が個別の法律への委任という先送りの態度を示している点を批判するが¹²⁶⁾、それ以外について、めばしい修正を加えていない¹²⁷⁾。法案は審議未了で廃案となり、代議院に新たな法案が提出されるには1834年12月を待たなくてはならない。

1834年12月1日、代議院に、新たに法相となったペルシル Persil によって、大臣責任に関する新たな政府提出法案が出された¹²⁸⁾。今次政府提出法案は、またしても大臣の政治責任が斥けられていた点において、先行する法案と比べると新奇性を欠いている。法案の趣旨説明において、法相は、内閣が議会多数派に対して負うところの政治責任 *responsabilité politique* —— いちおう、先述のベランジェ修正案からの用語法の上での回帰が見られることは注意して見てよい —— の重要性と、その法領域からの放逐の正当性を、二

つながら論じている。「本当のことを言えば、政治責任 *responsabilité politique* は最も実効性に富むものである。政治責任は体刑に帰結しないし、自身の同定の為に如何なる手続も、如何なる裁判も必要としない。この責任は、公人に対する裁判官であるところの世論の中に、全き形で存在する。」¹²⁹⁾ 「世論、そして両院多数派と歩みを共にして進んでゆかなくてはならない大臣にとって、自身の政策の一般的な進行状況について議会多数派の側からの躊躇い、疑念の示される状況に置かれたのであれば、辞職の必要性について深く考えなければならない。議会多数派が大臣のやり方に対して明確には同意していない、ということになったならば、最早大臣たちは職を全うすることは出来ない。これこそが代表制統治の条件である。」¹³⁰⁾と。

ペルシル法相による政府提出法案は委員会に送付された。1835年3月5日、ソーゼ *Sauzet* 議員が委員会を代表して報告を行った¹³¹⁾。ペルシル法相提出法案は個人的責任しか対象としていなかったが、委員会修正案は政府の連带的責任について触れている¹³²⁾。「連带的責任は権力の一体性にこそ合致する。このような事情が存在しないところでは、大臣は存在しても内閣は存在しない、ということになる。」¹³³⁾との、ソーゼ議員の修正趣旨報告には、議院内閣制のコンセプトが見え隠れしている。

1835年春、新体制樹立後4年以上を閲してここに初めて、大臣責任に関して政府と議会が合意に至ったのである。そして、1835年3月16日から27日に至るまで委員会修正案に対する代議院での審議が行われた¹³⁴⁾。審議においては、相当な量の議論が大臣の民事責任 *responsabilité civile* について為されている。国家に対する大臣の民事責任が規定されていないことが批判される。「今後、大臣は、自身の職務において国庫を浪費し、あるいは浪費させても、何時であれ罪を犯す訳ではないということとなり、そして諸君は、大臣に対して国庫に対する補償を為すよう大臣に対して義務付けを為すにあたって無力な存在となる。……委員会は、刑事責任を以て民事責任の代わりとすることを望んでいるようだが、このような方法は全くの幻想と思われる。……民事責任を軽罪に対して適用することへの了解など全く存在しない

ではないか。懈怠が、そして監督の欠如が問題なのだから。」¹³⁵⁾ 逆に、別の議員たちは刑事責任更には政治責任を優先して、民事責任を斥ける方向を指向し、大臣の民事責任に関する議論に慎重な態度を採る。例えばラマルティーン Lamartine は「重罪、私人として為された重罪 *crime privée*、公金横領、大臣あるいは大臣の共同謀議者の利益の為にする金銭横領の場合にしか民事責任が生じないことは明白である。そのほかの全ての軽罪に対しては、道義的責任、批判、権力の失墜、公衆からの軽蔑、これらのみが適用可能なのである。」¹³⁶⁾と強調している。数多くの修正案が提出されたものの、代議院議員たちは結局、委員会修正案の第6条を第7条として、当初提案された法文のまま採択した¹³⁷⁾。従って、大臣の対国家民事責任原理は議論の埒外に放逐された¹³⁸⁾。

1835年4月2日の会議において、代議院は委員会修正案を僅差で採択¹³⁹⁾、法案は貴族院に送付され¹⁴⁰⁾、貴族院では、委員会が組織された。同委員会修正案は、そのメンバーの一人であるバルト——挫折した政府提出法案の報告者であった元法相——によって、1836年4月7日に報告された¹⁴¹⁾。貴族院委員会修正案は、大筋において代議院で採択された法案に沿っているが¹⁴²⁾、代議院採択法案第2条が、政府の集団的かつ連帯的な責任を規定していること¹⁴³⁾について問題視した。バルトは、同条について、それが大臣の刑事責任の追及に繋がることの危険性を強調したのである¹⁴⁴⁾。つまり、かかる条項は刑事責任を規定してはおらず、「道義的かつ政治的な責任」を規定しているのであり、「如何なる定義付けも免れている。」¹⁴⁵⁾と。つまり、彼は、代議院採択法案第2条において、政治責任と刑事責任の混和を見出し、批判しているのである。そして、「この責任の本質は……その最高の裁判官 *juge suprême* を両院の内に見出すところにある。すなわち、潔白であるのにもかかわらず危険な大臣、つまり、誠実ではあるが無能な大臣に対して見解の相違を明示する権力を常に自身に留保している議会に、である。如何に一般的で、不定形で、法律によって組織される見込みが無いとしても、この責任は現実においては、最も実効性に富む。まさにこの責任によって、大臣は事あるごとに

警告を受け、国家は大臣の過誤から安全を保障される。何故なら、大臣が処罰を受けるということが国家にとっての重大事であるというのは稀なことだが、しかし、政治責任によって、不純な者の手から、あるいは不純でこそないものの未熟な者の手から、国家指導が取り上げられるということは、国家にとって常に重大事だからである。]¹⁴⁶⁾ バルトによるこの報告から、当代の政治的思惟における政治責任原理の認知と、かかる原理の事実領域への放逐という、支配的思潮が二つながら読み取られるであろう。

委員会による修正法案の審議の際¹⁴⁷⁾、代議院の採択した法案第2条の削除如何が議論され、このとき法的－刑事的責任と、道義的－政治的責任の区別が焦点となった。デューカーズ議員は「訴迫の対象となる訳でなくても、大臣が責任を科され得ること、刑事法が処罰の対象として規定している事柄についてのみならず、国民の利益を危うくした全ての行為について、大臣は国民に対して応答しなくてはならないこと、これらの事柄が憲章によって規定されるのは重要なことである。]¹⁴⁸⁾と主張したが、政治責任原理を制定法に編入せよとの主張は少数派に留まった。貴族院の多数派は、法案は刑事責任を規律対象とするに留めるべきと主張する¹⁴⁹⁾。モレ伯 le comte Molé の「大臣責任には二種類存在する。一つは道義的あるいは政治的なもの、いま一つは法的なものである。そして、この後者の責任のみが、我々が関心の対象とすべきものである。道義的責任は権力の喪失によって解決される。法的責任は訴迫によってかかる法律の対象となる。]¹⁵⁰⁾との演説は、多数派の思潮を代表している。貴族院多数派は政治的－道義的責任は現実の政治動態において既に機能しているのだから制定法上規定して確認する必要はなく、逆に、より例外的な刑事責任はその条件を規定するための立法を必要とする、と主張する¹⁵¹⁾。刑事責任の追及は「稀で、例外的なもの]¹⁵²⁾であるべきとされている。最終的に貴族院は、法案第2条を修正する旨採択した¹⁵³⁾。

貴族院は委員会修正案を採択し、下院へ回付した¹⁵⁴⁾。委員会修正案について貴族院が審議していたのは1836年4月であったが、修正法案が法相ベルシルによって代議院議員たちに対して提示された際、1837年1月になって

いた¹⁵⁵⁾。回付されてきた修正案は改めて委員会に付託された。1837年4月27日の会議において、委員会報告が代議員たちに対して、報告者ジョリベ Jolibet によって為された。委員会は貴族院から回付されてきた法案に好意的であったが、しかし、高等院における私訴原告人となることの申し立て constitution de partie civil devant la Cour des pairs に関する修正が提起された¹⁵⁶⁾。しかし、その後審議は停滞し、1837年10月3日には代議院が解散される。法案は遂に中絶した。その後、国王特権の支持者たちと議会特権の支持者たちとの間での抗争が苛烈になってゆくにつれ、大臣責任の法制化はデッドロック状態を呈する。

第3節 大臣責任法制の障害物としての 国王特権と議会特権の抗争状況

いよいよ体制が安定化すれば、王権と議会特権は妥協と協働の実益を見出しがたくする。1839年に至って、両者の抗争は公然化する。議会特権を主張する「コアリション coalition」¹⁵⁷⁾は、第二次モレ内閣を王権の走狗として糾弾した。1839年以降の七月王政は王権と議会特権のシーソー・ゲームである。コアリションは「国王は君臨すれども統治せず」¹⁵⁸⁾を合言葉とし、国王特権の支持者たちは、国王は、自身が自由に指名する大臣たちの助けを借りて統治してゆくべきだと主張した。

七月王政下、コアリションは、ティエールの議会制論を理論的支柱として、議会特権を高唱した。両院の信任を受け、内閣は執行権を保持し、君主と両院の監督の下で統治を行うというティエールの議会制論が七月王政初頭において公にされている¹⁵⁹⁾。「議院の力によって一度指名された内閣は、執行権の掌中に権力を集中させるために、国王特権を回収する。すなわち、政府は講和を為し、戦を為す。政府は徴収し、支払う。……一言で言えば、政府は統治する。政府は両院からの信任を受けている手前（というのも両院からの信任が無ければ政府は存在しない）、両院の同意した事柄しか行えな

い。しかし、両院がその様々な構成員の視線の下で政府を監視し、批判し、裁くなかで、政府は一体性を以て事にあたる。」「ティエールが望んでいたのは、国王が両院の多数派を押さえている内閣の長に政治の指揮を委ね、そうすることによって彼自身は個別的意見の表明の場である議会の政争には決して身を乗り出さず、危機が生じた場合は調停役を演じる、ということなのであった。」¹⁶⁰⁾

コアリションにはギゾー、デュヴェルジエ・ド・オーランヌ、オディロン・バロといった錚々たる面々も見られた。彼ら「政論家」—— publiciste —— がそれぞれ処を得て、1839年以降の七月王政の議会審議は「内閣の構成は、民選の議院の多数派を反映すべし」という思潮の中推移する。とはいえ、神聖不可侵の国王が統治機構において存在する以上、二元的議院内閣制——体制に名にし負う「オルレアン的」な議会制——は事物の必然的帰結として捉えられた。オディロン・バロ曰く「悪の根源は、内閣が代表制統治の第一の条件の外で構成されることにある。これは如何なることか。賢明にも政府に対して警告を発する多数派の内に権力を置かず、その代わりに、諸君は、議会におけるこの明々白々な敗北を被った人々の掌中に権力を置くということである。」¹⁶¹⁾ ド・サド de Sade 議員も「議院内閣 *ministère parlementaire*」という言葉遣って、「……我々にとって、内閣は、その背後に議会多数派が控えていなければ、何物でもない。……従って、今日我々は、共通の目的を有する。すなわち、かような議会特権を以て議院内閣 *ministère parlementaire* の……組織化を、我々の諸制度によって全く必要欠くべからざるものとして要求してゆくとの目的を。」¹⁶²⁾と強調している。代議院において、ギゾーもまた同様に、真正の「議院内閣」を導入する必要性を力説した。「私が今ここで諸君らに対して、議院内閣を強化するよう、補うよう、そして受容するよう求めているのは、それが国王にとって利益となるからであり、国王の不可侵性を利するからであり、それが国王の名誉に資するからである。私はただその限りにおいて、そのような目的から帰結する限りにおいて、要求している。現政府が十分に議院内閣たりえていないと諸君らが不平不満を

こぼすのは国王の利益となる。」¹⁶³⁾

かようにして、七月王政下の政治的言説は、「議院内閣」という新たな用語法をも用いるコアリションによって、復古王政下にも弥増して進歩させられた。コアリションの言説は「議院内閣」という言葉を遣いつつ、内閣の政治責任について幾度となく喚起する。しかし、その言説は、議院多数派との合意が失われた時点で、政府は自ら身を退くべき、というところで詰まる¹⁶⁴⁾。彼らはそのような「道義」、換言すれば「予定調和」を語るに留まり、責任を語るものの、国務評定官に対する直接の罷免権、「議院内閣」の政治責任に対する制度的担保まで要求するには至らなかった。飽くまでも政治的次元における大臣責任は道義的 morale なものに過ぎなかった。それ故、議会による内閣の政治責任の追及手段については敷衍されない。デュフォールが代議院において「国王の不可侵性が大臣責任によって常に裏書されることが、代議制統治の一原則ではないか？ また、かかる大臣責任は、それが法的責任であり、法的帰結を導き出すものであるとしたら、全面的なものとは言えず、十分なものとは言えない。そこには更に道義的責任が必要なものであり、そして、まさに道義的に、あらゆる法律の外で、国王の官吏は全てを引き受けなくてはならない。」¹⁶⁵⁾と述べているように、コアリションの内閣責任論は「道義的」な責任観という建前に基づいている。政治責任は「道義的」領域に留まり、刑事責任のみが法的領域に編入される。前者は法で規定できない責任概念であり、後者は法で規定できる責任概念とされる。

次いで、以下では1839年以降の政治的文脈の中でコアリションと激しい鏝迫り合いを繰り広げた国王特権の支持者たちの言説について見てゆこう。アンリ・フォンフレード Henri Fonfrède は、コアリションの議会制論・大臣責任論を精力的に攻撃し、1838年の著書『国王による統治及び議会特権に対する憲法上の限界について *Du Gouvernement du Roi, et des limites constitutionnelles de la prérogative parlementaire*』¹⁶⁶⁾において、彼はコアリションの政論家たちをして「代表制の理論家 *théoriciens représentatifs*」¹⁶⁷⁾と呼び、彼らによる議会特権の主張を批判した¹⁶⁸⁾。フォンフレード理論の眼目は代表

制統治の進展に抗う形で立憲の統治——権力均衡——を主張するところにある。「法律発案によって第一声が付与され、法案審議と採択によって第二声が付与される。最後の声は協働の拒否とそれによって齎される優位性によって付与される。国王に対して統治のシステムを認めさせた上に、選んだ大臣を押し付ける。大臣は絶え間ない依存の中に繋ぎ留められている。この依存は重度のものであり、大臣たちの責任は最早その目的を持たず、殆ど何の意味もなくなる。何故なら、彼ら大臣は受動的な受任者、何時でも議院によって罷免され得る受任者に過ぎないからである。これでもなお代議院に欠けたるものとは何か、代議院が絶対的な仕方では支配していないような統治の部分とは何か。」¹⁶⁹⁾ 同時代の君権保全主義の政論家も、憲章の規定から王権の指導的地位を弁じ、民選議院の伸長が権力均衡を破壊すると懸念した。アルフォンス・ペパン Alphonse Pépin も「……代表における一体性、これは本質的に主権者の一身において要約されている。代表における一体性の利益という観点からすれば、指導の主導性、あるいは諸事の一般的進行に対する影響力と言ってもよいが、これは他の政治的諸機関による正統な統制と監視の下で、国王に帰属しなければならない。」¹⁷⁰⁾と論じている。

君権保全主義の政論家たちは首相——「閣僚評議会議長」——職を低く位置付けている。1814年憲章と同様に1830年憲章においてもこの職務には如何なる言及も無いことを捉えて、彼らは、この職務を単なる国王の「代理人 *délegué*」に過ぎず、その設置も任意のものとして見ていた¹⁷¹⁾。従って大臣の選定罷免権は、君主ただ一人が掌理する¹⁷²⁾。この特権の下院への転移は、諸権力の混同を意味するものとして、激しく論難される。「国王から大臣の選任権を剥ぎ取り、大臣を辞めさせ、民選議院の代理人を以て代わりとして充てることは、この議院を利する形で執行権を侵食する確実な方法である。丁度、既に立法権全体がこの議院の利益になるような形で侵食されてしまっているのと同じ恰好で、このようにして執行権は確実に、民選議院による侵食を被ることとなるであろう。」¹⁷³⁾「代表制的君主制においては、国王は君臨すれども統治せず。これは大変評判な言い回しである。しかし、これはナン

センスであり、子供じみた言葉遊び、あるいはマヤカシであり、こんなものと付き合っていると、代表制的君主制という我々の統治の枠組みを破壊することに奉仕することとなる。』¹⁷⁴⁾ 大臣の政治責任の実効的追及権能を下院に付与することは、彼らにとっては体制の枠組みの破壊と等価である。

コアリションと君権保全主義者の対立が深まるなか、1839年1月19日、代議院によるモレ内閣不信任の奉答が議決された¹⁷⁵⁾。1839年2月2日のオールドナンスで、国王は下院の解散を決意した¹⁷⁶⁾。選挙での敗北の後、1839年3月8日、モレ伯は辞意を表明した。「コアリションに対するパージはもんどり打ち、パージする者の方を向いてきた。憲法上の疑義が問題となる時期はこれ以降は已むこととなり、7月王政はおおよそ10年間の眠りに就くこととなるのである。』¹⁷⁷⁾ コアリションと君権保全主義者の抗争が1839年1月に最高潮を迎えた後、1840年以降、体制瓦解に至るまで、事実上の閣僚評議会議長にギゾーが留まる安定期-停滞期¹⁷⁸⁾が訪れる¹⁷⁹⁾。

尤も、この「安定」はコアリションと君権保全主義者の手打ちによるものではなく、ギゾーの政治手腕の老練さによって齎された。確かにギゾーは、コアリションによる多数派を両院の中に構築し、維持したが¹⁸⁰⁾、内閣の構成に関しては対立する両派閥の均衡に気を配ったと、彼は回想している。「我々は、政府と両院が同じ軌道の上を歩むよう非常に気を遣ったし、政府と両院の間で厳密かつ恒常的な合意が形成されるよう非常に気を遣ったものだった。』¹⁸¹⁾ 安定への気配りと引き換えに、議院内閣制における本質的要件としての内閣の同質性は犠牲とされた。また、ギゾー内閣の安定性は、君主との個人的関係性の良好さに負うところも大であった。アラン・ラキエーズは、「ギゾーによって担われた内閣の総理は、それまでの様々な事例と比べてみると、間違いなく際立って特徴的であった。それまでとは違って、ギゾーによる内閣の総理は王権と反目しながら為されることがなく、逆に、国王との緊密な協働が展開したのであった。』¹⁸²⁾と指摘している。七月王政後期ギゾーの政治的思惟は、「玉座は、誰もそこに腰かけられないように鍵のかけられた肘掛け椅子なのではない。』¹⁸³⁾という君権保全主義を基調に置いた

ものであった。転向後のギゾーが、大臣が国王に対しても議院多数派に対しても責任を負わなくてはならない「オルレアン型議院内閣制 *parlementarisme orléaniste*」を擁護したのは道理であろう。ギゾーは強調する。「国王の特権は幾らか制限されたものであろうし、大臣の責任は幾らか完全なものであろうから、彼らは常に国王個人と議論しつつ、自身の考えと自身の結論を国王に受け入れてもらう。多数派を押さえるために彼ら大臣が議院に対して働きかける仕方と全く同じであろう。」¹⁸⁴⁾ ティエールの「君臨すれども統治せず」の君権観を根底に置く大臣責任論は、七月王政の政治動態の中において、結局衰微したのである。君権優位の協調体制にあっては、内閣の連帯性・均質性が存在せず、従って、政治的決定における主体性と平仄を合わせた責任の観念が実効的に現象することは無い。

第3章 七月王政下での大臣責任の動態的諸相

——その発現不能性——

七月王政下、大臣の政治責任原理は制定法上何らの地位も得なかった。しかし、当代の政治人士はこの種の責任概念に明らかに自覚的であり、議会議事などの場では、「政治責任」は——「道義的責任」と互換的に——最早珍しい述語ではなくなっていた。そこで、制定法編入という一線を越えることこそ出来なかったものの、しかし、現実の政治動態の中に、政治責任が現象する客観的条件が生成していたか否かを問う必要が出てくる。

本章は、この問いに対する否定的回答を用意するものである。バステイドは、ルイ＝フィリップの子息であるジョワンヴィル公 Prince de Joinville の「最早、大臣などは存在しない。彼ら大臣の責任は零であり、彼らの責任は全て国王に起源を持っている。我が国は内政でうまくいっておらず、外政においてももうだつが上がらない。これは全て国王ただ一人のお手柄である。国王が、我が国の立憲制度を損なったのである。」¹⁸⁵⁾との発言を引用している。

七月王政下、下院の消極的議決は内閣の辞職へと繋がり得るものとなり、幾らかの技術突破が記録されたのは事実であるが、権力均衡は依然として国王の優越性を基本として組み立てられており、大臣の政治責任原理は下院による大臣の罷免権と一対一で対応するには至らなかった。

第1節 階層的権力関係——王権の優位——

復古王政よりも政治生活は明らかにリベラルになってはいたが、しかし、それでもルイ=フィリップは、可能な限り優秀で、しかも国王の権威に口出しをしない取り巻きを揃えることに執心であった¹⁸⁶⁾。つまり、自律的政策決定主体として的大臣衆は体制にとって必要とされておらず、国王が不可侵無答責とされていたことを除いて、政府の連帯的責任が必要とされる前提条件が存在していなかったのである。当代政治人士にとって、閣僚評議会の構成に関する国王以外の権力主体を認めた場合の諸制度の不均衡が心配の種であった。君主は、潜在的な政治的対立から超越した調停者として自任しており、それ故、大臣たちは君主による直接的影響力の下に置かれ、王権に対する真正の自律性をいまだに得ていなかった。君主の決定とは区別される、君主の決定に対して自律的な、内閣による政策は極めて例外的であった。

それ故、復古王政は King in Parlement を自覚的に拒絶した体制であったが、他方で、七月王政がかかると君主像を受容したという訳でもない。無論、イギリス逗留の経験を持つ国王を戴き、大革命以来、隣国の国制の影響下に展開してきた思想的文脈の上に構築された体制がイギリス型の君主制に無自覚であったはずはない。国王と交わした会話についてデュパン Dupin が伝えるところによれば、国王自身は君権の理解について「如何に大臣たちが自分らのやり方を通すことを望もうとも、彼らを導いてゆくことである。さもなくば、彼らに暇を出すことである。そうでもなければ国王の方が譲歩することとなるのだ。」¹⁸⁷⁾と述べたという。1830年憲章第12条¹⁸⁸⁾、第13条¹⁸⁹⁾を見るにつけても、同時代人の証言からも、大臣との関係における嚮導的君

権は七月王政でも維持されている。実際、ルイ=フィリップは、出来る限り閣僚評議会議長は指名しないで済むように立ち回っていた¹⁹⁰。執行府双頭制は、体制にとって自覚的な忌避の対象であった。

しかし、ルイ=フィリップ個人の能力の限界から、閣僚評議会議長のポストの設置は不可避である。そこで、次善の策として、彼は、執行府内部での抗争を回避するべく、個人的信任の篤い側近を就けた¹⁹¹。このようにして作られた「内閣」は、「飾り物の、私的な総理」¹⁹²による寄り合い所帯としての性格しか持たない。「国王こそが唯一真正の内閣総理であった。討議に付される問題は国王が提起し、論じ、そしてしばしば解決したのであった。閣僚評議会の招集は国王の命令により国王の名の下に為された。国王が臨席せずに行われた閣僚評議会は一度もなかった。」¹⁹³ 大物軍人が重用されたのも特徴であった。1834年4月のスールト元帥 *Maréchal Soult* の内閣、1834年11月のモルチエ *Mortier* 内閣がそれである。彼らは朴訥、権威主義的である以外は政治的に無色、無能であったためである¹⁹⁴。

全く非制度的な現象形態に過ぎなかった以上、その政治の実態は殆ど人的要素のみによって規定される。それ故、内閣総理の機能は、閣僚評議会議長のパーソナリティによって君主親臨にも議院内閣へも、幅広い振幅を以て運動する。それ故、なかにはカジミール・ペリエやティエールのように、「党派の長による政治的な総理 *une présidence politique de chef de parti*」¹⁹⁵を行う閣僚評議会議長も存在した¹⁹⁶。ただし、幾らか王権から自律的な内閣政治の実現は、多数派の取り纏めに長けた閣僚評議会議長の個人的力量に全てを負っていた。何らかの法的制度や、政治生活における客観的・構造的な与件は存在していなかった¹⁹⁷。それ故、王権からの自律性を示す「首相」、その自律性の為に内閣と議会多数派の同質性の必要性に気付いた「首相」が存在したにせよ、内閣総理の制度化に向けた動きは、萌芽の形態すら見出せなかった。国王以外に閣議の主宰者はいないとされたからである¹⁹⁸。

学説は、七月王政下におけるかような状況の根本的原因を——イギリスと比較した場合の——「組織政党の不在」に求めるようである¹⁹⁹。組織政党不

在の状況は七月王政下の全期間を通じて続き、それが原因となって、政治的同質性・連帯性を持つ内閣が、制度として確立される政治生活は達成されなかった。「1830年から1848年にかけて、フランスは相当程度にイギリスに近接した体制を経験するに至った」と見るピエール・アヴリルも、しかし、同時期のイギリス憲政が真正の民主的基盤を確立していったのに対してフランス七月王政は対照的に「このような事情が欠落していたのは明白」と指摘し、「この体制は世論が要求していた投票権の拡大を全く拒んでいた。それ故、そこには組織されるべき選挙人団など存在しない。そればかりでなく、そこには例えばホイッグ、トーリのごとき、将来の政党システムの母体を形成し得るだけの能力を持った議会内政党さえも存在しなかったのである。」と指摘している²⁰⁰⁾。ギゾーもイギリス流の政党が自国に欠如していることを指摘していた²⁰¹⁾。殆ど全ての内閣が国家元首との個人的関係性において形成されていた限りにおいて、大臣衆の政治的・連帯的責任性が前景化するはずもなく、政治的重大事に際して大臣の辞職が生じるなどという事例は殆ど見出されない²⁰²⁾。内閣総辞職も無かった訳ではないが、内閣の連帯性が尊重されていたのだとまでは言いがたい。大臣たちの中には新たな内閣に組み入れられる者もいたからである²⁰³⁾。

大臣による副署も大臣責任論に関してさしたる重みを有していたとは言えない。憲章自体が副署手続について規定を置いていないことは取り敢えず問題ではない。この手続は一応の様式として慣習化してはおり、「大臣責任は、憲章の規定自体において、国王無答責という条件の、必然的な、義務的相関物 *le corrélatif obligé* である。大臣による副署が為されていないオールドナンスについて国王は有責である、という訳ではないが、このようなオールドナンスは無効 *nulle* である、という帰結が導かれる。」²⁰⁴⁾ つまり、飽くまでも副署は国王による署名の真正性を確認する手続として位置付けられており、そこで大臣によって負われるところの責任については、刑事的次元のものとしてしか理解されていなかった²⁰⁵⁾。

以上のような文脈の中で、大臣の政治責任原理は、ひとたびそれが定着す

れば王権を損ない、体制の粹組みを破壊しかねないものとして常に敬遠され続けた。つまり、当代の思潮においては、大臣の政治責任は君主制と共和制という二つの対立概念の対立軸を構成していたのである。君権擁護のドクトリネール、フォンフレードは言下に述べる。「……我々が反駁せんとしているところの共和主義的諸原則を持ち込むことで憲章が穢されない限り、憲章をそのまま施行させるだけで、王権に対しては統治に十分な力が保証されるのである。しかし、その力とは、恣意的に統治をしたり、両院の権限を無視したりするのに十分なほどの力ではない。」²⁰⁶⁾ 同様の言説は議場でも聞かれた。「我々が一人の国王を戴いていることは承知の通りである。しかし、我々が君主制を有しているのかと問われれば、確信が持てない。このような感覚は私以外の人々にも共有されており、とりわけ『国王は君臨すれども統治せず』との名うての公準が批判や評価の対象となり始めてからは猶更である。この公準に選挙制度改革を加えてもみよ。諸君が要求されているような選挙制度改革を。王権は吹き飛んでしまうだろう！」²⁰⁷⁾

王権を、憲章が規定する程度を超えて縮減させることによって、体制が当初設定した均衡状態を揺るがすということそれ自体が基本的には避けるべき悪である——このような視座が、君権擁護主義者にもコアリションにも、共有されていたという点に、留意が必要である²⁰⁸⁾。しかし、だからといって、両院による大臣不信任決議－罷免要求と国王意思の対立が止揚された訳ではない。大臣責任の追及権、大臣の出处進退に関する決定権を巡る権限争議は、体制における権力均衡に関して、最もクリティカルな局面を構成する。この点に関して、フォンフレードは「……国王が民選議院に法案を提出し、民選議院がこれを否決した場合、国王には民選議院に対して自らの法案を受け入れるよう強制する権限は無いし、国王は自身の大臣たちに斥けられた法案を執行させることも出来ない。これと同じく、議院が自身の法律発案権を以て、国王に対して重要な措置——例えば年金の切り替えや、その他のより重大な措置など——を提案した場合、国王がかかる提案を斥けたならば、議院には国王に対して提案を受け入れ、執行するよう強制する権限は無い。何

れの場合においても、決定的な立憲的決定が存在する il y a décision constitutionnelle définitive。」²⁰⁹⁾そして、この「立憲的決定」によれば、権限争議が生じた場合の最終的優位性は君権に置くとする^{210) 211)}。同じく君権擁護主義者であっても、ペパンの所論はより巧妙である。彼は三権力主体間での多数決原則 la règle de la majorité を謂う²¹²⁾。両院相携えて国王に反対すれば、国王は必ず両院の意思に従わなくてはならない、とするのである。しかし、国王はその選好に沿って上院の顔ぶれを調整できるのであるから、ペパンの所論は一見中立的な外見を採りつつ、国王によって選ばれた貴族院議員の多数派が国王に反目するという、如何にもありそうにない仮定を前提としなければ、さして意味のあるものではない²¹³⁾。シャルル 10 世張りの露骨な保守性をオブラートに包みつつ、その趣意は、憲章の枠内において、憲章に従って、君権の純然たる発露を保障するところに在ると言えよう。これらの君権擁護の理論家に対して、デュヴェルジエ・ド・オーランヌは、議会特権の擁護者としての旗幟を鮮明にする。彼は最終決定権が民選議院に付与されると明言している。民選議院は「通常の状態においては、政治の嚮導と内閣の構成とに間接的ながらも実効的な形で参画する。そして、憲法上の諸権力主体間の闘争の状態に入ったとき、決定的な影響力が本質的に帰属するのは、私見では、民選議院である。」²¹⁴⁾と。このような見解対立は、君権擁護対議会特権擁護という互いに旗幟鮮明な最も非妥協的な見解対立であり、その意味では七月王政下議会制に対する政治的思惟の両極を象徴的に示していると言える。

先鋭的な政論家の見解対立に対して、国王と議会の何れかが大臣責任の問題野で決定的優位を取るという感覚は必ずしも当代の思潮において共有されていた訳ではないようである。確かに、議会が大臣・大臣衆に対して不信任を表明する権限を有するという感覚自体は定着していた。しかし、既に佐藤功が指摘しているように、憲章自体が焼き直しとしての性格が濃厚であったように、復古王政期からの人的・制度的・思惟的連続性の中で、バンジャマン・コンスタンの「君主調整権」の理論に従い、国王の権能（「内閣の更迭」「下

院解散」権、すなわち中立的権力(un pouvoir neutre)に関して、先行体制からの連続性は特に顕著に顕れていた²¹⁵⁾。立法権と執行権の争議の際に、自由裁量の主体性を国王に与える傾向が、少なからず濃厚であったと言わなければならない²¹⁶⁾。とはいえ、立法権と執行権の持続的緊張状態における dernier mot の所在に関しては一見明白ではない。復古王政下の政治思惟と政治動態は、君権の優位性を素朴に前提とし、君権への各統治主体の「協働」の理論という牧歌的予定調和を唱える理想像²¹⁷⁾²¹⁸⁾が、国王特権と議会特権の持続的緊張関係の現実の前に脆くも崩壊する形で総決算されたものに他ならない。内閣が人民からの信任を失ってしまい、それにもかかわらず国王はこれら的大臣たちに暇を出すことを拒絶する状態に陥った場合、一体如何にして袋小路から脱出するのかという問いは、従って、七月王政の政治階層にとって解決すべき切実な問題であったはずである。何故なら、「国王が、議院の意思に従うのを拒んで大臣を慰留した場合に、国王と議会とのこの不合意を解消させる法的な手立ては存在しない」²¹⁹⁾先行体制が、それ故、革命という最も破壊的な手立てで問題を解決せざるを得なかったからである。しかし、七月王政の政治階層、議会特権の支持者たちでさえ、民選議院に最終決定権を付与するのを躊躇い、大臣の政治責任という概念を正面から受け入れることに躊躇い続けた。調整権者たる国王は、議会意思に屈従して内閣を更迭するか、あるいは下院を解散して人民によって紛争を処断させるか、選択権を持ち続けた²²⁰⁾。かような文脈の中での「大臣」の地位は低く、その政治的責任原理の担う役割は大きくはない。「調整権」たる国王は君権保全主義者とコアリションとの間での議会内抗争の調停者としての積極性を期待され、現実においても、執行権の第一人者として、議会と対抗していた。議会と国王とが政治的角逐の主役であり、大臣は遙か後景に隠れていた。

第2節 大臣質問と信任問題による技術突破

かようにして、七月王政の議会政において支配的な政治的思惟は、依然と

して大臣の政治責任原理に否定的であった。とはいえ、議会議政における重大な技術突破が生じていた点に触れないのは不公平である。政府に対する質問権 *le droit de question au gouvernement* とは明確に区別されるものとしての大臣質問権 *le droit d'interpellation* の登場と、それに対する政府の武器、信任問題 *question de confiance* の技術の登場である。本節では、これらの新たな議会議制の諸技術に関して、大臣責任－政府責任の実効化という見地から行論する。ただし、何れの新技术も大臣の政治責任とは直接的に連関しなかった事情が確認されるであろう。

「大臣質問 *les interpellations*」と「大臣への質問 *question aux ministres*」が明確に区別される、第四共和制にまで継続するフランス議会議制の伝統が始まったのが、この七月王政期である²²¹⁾。大臣質問は、議員が閣僚評議会議長または大臣に対して政府の一般政策または特定のアクトに対して説明を求める手続であり、この手続は必要的に審議に繋がり、表決によって締め括られるものである点で、単なる質問権の行使とは異なる。そして、かかる表決によって内閣が議院の信任を失っていることが示されれば、内閣の辞職に繋がり得るものである²²²⁾。大臣質問の手続は1830年憲章によって規定された訳ではなかったが、政治慣行として生成した後、貴族院規則中に規定されるに至った^{223) 224)}。この技術の最初の用例は、1830年11月5日に、代議院のモーギャン *Mauguin* 議員が、対外政策に関して政府に対して行ったものであり²²⁵⁾、同議員によって1831年1月27日の会議において再び外相に対して行われている²²⁶⁾。何れの大臣質問も表決にまでは至らなかったが、審議は行われており、単なる質問権の行使からの技術突破が記録された。実際、二度目の大臣質問に際して、代議院議長は次のように所感を述べている。「……特定した日付の通りに、大臣に対して大臣質問を行う権利は、我々の議会議政の慣行の中に導入されたのである。」²²⁷⁾ そして、この新技术が明らかにイギリス憲政・議会議政に着想したものであることもまた、はっきりと記録されている²²⁸⁾。とはいえ、この新技术の根拠付けに関しては、不明確であった²²⁹⁾。これに関してギゾーは「大臣質問権が如何にして我々の間に導入さ

れたのかということをも明記して頂きたい。こう言ってよいのであれば、大臣質問権は、法律発案権の一つの帰結として、一つの細分化された要素として、そこに存在する。」²³⁰⁾として、両院の立法権・法律発案権の一環・あるいは補完であるという点に根拠を求めている。ただし、モーギャン議員本人は、大臣質問権を議院の立法権のコロラリーと捉える見方をはっきりと斥けている。「議院においては、二種類の議論が存在する。一つは立法に関するもの、いま一つは特定の問題に関するものである。立法に関する議論は、法案とその法文について為される。そして、そこでは、諸君が表決を行うのである。特定の問題に関する議論は、国民の重大な利益、大臣の行政と大臣の過誤、権限濫用に関して為される。我々は、この議論に参加する権利を有している。何故か。我々は大臣を訴追する権限を有しているからである。……情報開示は必要欠くべからざるものである。情報開示が十分なものでなければ、諸君は、国民に対して悪を為した大臣に対して何が為されるべきか、調査しなくてはならない。さて、大臣質問権が関わるのは、かような、特定の問題に関する議論である。つまり、大臣質問権は、巷間言われているように、法律発案権の細分化物ではない。」²³¹⁾従って、その創始者の口伝に従えば、「大臣質問権」は立法権とは全く異なる、いわば「独立権能」としての「執行権統制」の性格を持つものとされている。そして、この「独立権能」の性格は、弾劾的責任観に忠実に従って説明され、立法作用とは明確に異なる裁判作用として同定されている。そして、大臣質問権の法編入が拒絶されていた経緯は、大臣の刑事責任原理に関する同様の経緯と平仄を合わせて、大臣への統制を必要に応じて拡張しようとする意図を示している²³²⁾。さて、このような大臣質問の慣行には、しかし、重大な問題が存在していた。復古王政下において既に用いられていた政府質問 *question au gouvernement* と同様に、大臣質問は大臣に対する回答の義務付けにまでは至らなかったため²³³⁾、大臣の責任追及に要領を得なかったのである。大臣が回答を拒絶できることに関しては、当代、全く異論が存在しなかった²³⁴⁾。また、初期の大臣質問は、それが殆どの場合、審議の後の表決にまで至らなかった点でも、極

めて不十分であった。このような事情は議員からの皮肉・不満を呼んだ。セイスメゾン伯は「日程全体が討議に充てられながら、実際の効果は上がらない。討議の後に審議が来ない訳だから、我々は全く曖昧な状況に置かれる。我々は、大臣質問者の発言には十分承知できた。しかし、議院としての見解についてはよく分からない。議院多数派は大臣質問者の側を支持しているのか、それとも大臣質問に回答する大臣の側の意見を支持しているのか。矛盾を犯さずには答えられない。憲章の精神に照らして、このようなことは議論の目的ではないはずだ。」²³⁵⁾と皮肉り、ギゾーもまた「議院で長いこと討議を行って、それでいて正式の審議には行き着かず、議院が意思を明確に表示することも無ければ、自身の意欲を明確な形で示すことも無い。奇怪である。だからこそ、私は、我々が大臣質問を運用しているやり方は、事物の善き秩序に反するものだと思う。それで、私は次のことを望む。全ての大臣質問は必ず審議を伴い、議院の決議を伴うものであることを。」²³⁶⁾と提言している。大物議員からの批判に応じて、1835年以降、代議院では大臣質問に関する討議は自動的に議事日程に組み込まれることとなった。七月王政下における「理由付記された *motivé*」議事日程について、三つの大臣質問が記録されている²³⁷⁾。尤も、これらの三事例は何れも、諸大臣に対する糾弾ではなく、政府への信任の更新を明示するものであったから²³⁸⁾、大臣質問が七月王政下の大臣責任実効化にどこまで裨益したのか、かなり疑わしい²³⁹⁾。大臣質問が一人ないし複数人の大臣に対する不信任議決にまで至った例も、倒閣に至った例も一度も無い。

大臣質問に加えて、七月王政下において、信任問題という議会制の政治マニューバが誕生した²⁴⁰⁾。1831年3月11日、閣僚評議会議長ラフィットは、2億フランの国庫債券 *obligations du Trésor* の発行と20万ヘクタールの森林の譲渡に関する法案に関して、代議員たちの信任を要求した。ラフィットは強調している。「大臣衆は極めて重い責任を負っている。もしも諸君らが彼らから最低限の手段さえ奪うことがあれば、かかる責任は議院の上に降りかかってくるだろう。」²⁴¹⁾「諸君、諸君らが拒否するかもしれないなかで諸君ら

の信任を要求することは、大臣たちにとって骨の折れることである。私は、信任を、大臣としては求めているのではない。……市民として求めているのである。何故なら、国家の利益が信任を必要としているからである……。]²⁴²⁾つまり、この技術はその登場当初から、政治責任の主体が他の権力主体を脅迫し、自身の権力を強化するための手段として用いられた訳である。尤も、法案は大多数の賛成票によって可決されたのにもかかわらず²⁴³⁾、ラフィットは同輩の大臣たちからも国王からも見放されたことで、二日後に辞職を余儀なくされた²⁴⁴⁾。従って、この政治事件は寧ろ、七月王政における議院内閣制の存在よりも不存在的ないしは不確立を証拠立てるものとしての性格が濃厚である。内閣の権力基盤強化の方途という信任問題の基本的性格を形成したのは、寧ろ、ラフィットのポストの後を襲ったカジミール・ペリエであった²⁴⁵⁾。ペリエは、早くも組閣の時点において、新たな 12 分の 1 暫定予算 nouveaux douzièmes に関する法案の討議の際に、代議院に対して信任問題の表決を要求した。]²⁴⁶⁾ 数日後、代議院はペリエ内閣提出法案を圧倒的賛成多数で可決し、新内閣への代議院多数派の確固たる支持が確認された²⁴⁷⁾。組閣後直ちに議会の信任表決を得るために——特定の法案の表決とは別個独立に²⁴⁸⁾——信任問題の提起に訴えるというマニューバは、1834 年 11 月に組閣したモルチエ内閣に踏襲された²⁴⁹⁾。「代表制的君主制 la Monarchie représentatif は、諸大臣がただ単に国王による指名に基盤を置くのみならず、両院による協働への依拠を標榜するときにおいて初めて、フランスにおいて達成されたと言える」としてオルレアンの議院内閣制の真髄を強調する内相ティエールの雄弁もあって²⁵⁰⁾、表決は新内閣に対する明白な支持を示した²⁵¹⁾。

しかし、モルチエ内閣による信任問題の提起を以て、七月王政下におけるこの政治技術は早くも廃用を迎える。1835 年以降、国王特権と議会特権が抗争を始めたからである。つまり、信任問題は議会による信任付与が確実なときにしか用いられず、立法府と執行府が恒常的に緊張関係を強いられる状況下ではこの手法は廃用されるのである。してみれば、この技術は、それが用いられる際には概ね例外なく内閣への信任が付与されるのであり、大臣責

任の一形態として、早くも茶番の様相を呈し始めていた。信任問題の技術は、大臣質問以上に弾劾的責任観から隔たってはいる——従ってそれだけ先進的とも言える——ものの、その分、権力統制という契機からは大きく遠ざかっているのである。

第3節 議院内閣制？

——議会による不十分な政府統制と
大臣の政治責任の不可能性——

七月王政下、フランス憲政は初めて、代議院による内閣不信任決議に引き続く内閣の退陣を経験した。本稿冒頭に見た通り、議会による政府活動への統制に着目して、フランスの議会制は新たな段階——議院内閣制——へと突入したと、識者は見るのである。しかし、内閣の不信任決議は、内閣にとって極めて不快な嫌がらせに過ぎず、内閣の辞職を直接に生じさせるだけの効果を持っていた訳ではない。代議員たちによる消極的表決に直面したとしても、国王からの支持を保持しているのであれば、内閣がその地位に留まることは全く可能なことであつたからである。従つて、両院に対する大臣の政治「責任」が存在していた、と結論付けることは出来ない。体制の考える「均衡」なるものについて見れば、既に縷々行論した通り、当代人士の主観とは別に心を虚しくして見れば、最初から王権の側に傾斜したものであつた。

七月王政期において、下院における不信任決議の後に総辞職した内閣は、第二次ブロイ内閣²⁵²⁾とスールト内閣²⁵³⁾である。両政治事件の経緯について少しく行論しよう。前者、すなわち第二次ブロイ内閣は、代議院における消極的議決を受けたため、1836年2月5日に辞職した。蔵相が事前に閣議に諮らず、代議院に直接、年金の切り替え Conversion des rentes に関する法案を提出しようとしたが、代議院において激しい抵抗に遭つて頓挫²⁵⁴⁾、閣僚評議会議長ブロイ公は激怒、当然のように蔵相の首が挿げ替えられるという騒動が生じた²⁵⁵⁾。この騒動に対して代議院は内閣に対して大臣質問を行ったが、政府の側は、法案は既に辞めた蔵相によって提出されたものであり、

騒動の責任も元蔵相にあるとして回答を拒絶、緊張が高まった²⁵⁶)。代議院は議事日程を採択²⁵⁷)。内閣は同法案に関する審議の延期を求めたが、しかし、僅差で否決された²⁵⁸)。このようにして代議院における少数派に転落したブロイ内閣は、総辞職したのである。第二次ブロイ内閣総辞職は、内閣不信任決議に伴うフランス憲政史上初の内閣総辞職として、憲政史上・大臣責任制史上の重大な先例として位置付けられている²⁵⁹)。後者、すなわち 1840 年 2 月のスールト内閣総辞職は、1840 年 1 月、ルイ=フィリップの次男に対して、将来の彼の成婚を停止条件として毎年 50 万フランの歳費を彼に与える旨の法案を代議院に提出した同内閣が、強硬に抵抗する代議院によって 2 月 20 日、法案を否決されたことで生じた²⁶⁰)。

しかし、確かに以上の二事例は政府責任が実効性を以て追及されたことを示し、議院内閣制的な議会政治の慣行が萌芽しつつあることを示すが、しかし、制度ないし慣行の「萌芽」と「定着」は大いに位相を異とし、大臣責任制－議院内閣制が七月王政という体制を性格付けるには至ってはいないと考えべきである。畢竟、議院からの不信任通告と、君主からの信任通告が競合したとき、通るのは後者であったからである。事実、第二次モレ内閣は幾度も代議院において少数派に転落しているが、それでも職務に留まった。閣僚評議会議長自身は国王に対して暇乞いをしたものの、国王の方が自身の全き信任を再び授け、彼がその職務に留まることを可能にしたのである²⁶¹)。大臣たちが議院多数派の代表者ではなく、飽くまでも国王の評定官であり続ける以上、大臣の政治責任原理に基づく議院内閣制が制度ないし慣行として定着するのは難しい。七月王政における「議院内閣制」の「オルレ안의解法」はそこでの議院内閣制を謂わば「仮性」のものに留め続けた。仮性の議院内閣制を真性のそれに近づける為には、内閣を「国王の評定官の寄り合い」から「国民代表から選出される執行委員会」へと近接させてゆく必要があった。この点、1830 年憲章第 69 条は「俸給を受ける公職に就任した議員の再選」に関する改革を、選挙人資格と被選挙人資格に関する改革とともに予告していた。憲章は、体制が漸次、神聖の議院内閣制へと歩むことを当初約束

していた訳である²⁶²)。しかし、1831年4月19日の選挙法により市民権行使の納税要件の引き下げは、余りにも微温湯的に過ぎた²⁶³)。それ故、二度目の改革が七月王政の末期に提起されている²⁶⁴)。一つは選挙制度改革であり、選挙人資格要件及び被選挙人資格要件となっている納税額を更に引き下げて有権者団を増加させることが課題とされた。いま一つは議院制度改革であり、議員職と他の公職の兼職を禁止することが課題とされた。この改革が頓挫したことが体制崩壊の引き金となった²⁶⁵)。つまり、憲章が予示していた真正の議院内閣制に向けて、大臣責任制を「完全実施」するための布石を打ち損ねたことによって七月王政は倒れた。この事柄は、体制の本質に内在する限界を雄弁に語るものであり、同体制が大臣責任制によって性格付けられる体制ではないということを傍証するものでもある。

小 括

憲政史上・大臣責任制史上における七月王政の進歩性を確認することは容易である。隣国の国制に眼を遣りながら、大臣の政治責任の概念が政治階層に共有され、刑事責任原理との分離が明確化した点については、議會審議や種々の印刷物における言説、そしてそこでの用語法から、明らかである。更に、従前の勅語奉答に加え、大臣質問と信任問題というフランス議會制における二大技術が生成したことも長足の進歩であり、技術突破であった。立法府と執行府の inter-action を加速度的に増大させるこのような展開は、大臣の政治責任という観念の存在しないところでは現象し得ないし、また、かかる観念を強化させる。個人的・法的な責任統制を少しずつ周縁化してゆく。そして遂に、七月王政は内閣不信任決議による内閣総辞職を生起させるに至った。

しかし、公平な見地より大臣責任制を論じるのであれば、七月王政は如上の進歩的側面以外の保守的側面、限界性を濃厚に帯びていることを指摘しな

い訳にはゆかない。第一に、政治責任と刑事責任とが二つの異なる原理として観念され、区別されたからと言っても、両原理が憲政のシステムにおいて占める地位は対等ではなかった点が重要である。憲法編入され、実定法上編入されたのは後者に留まり、前者は専ら「道義的」な観念であるとして事実領域に放逐された。第二に、刑事責任原理が法的領域においてその席を与えられたにしても、その規律密度は非常に低かった点が指摘できる。刑事責任という法的原理を外皮として、裏口から政治的責任追及を導入するためには、建前上「法的」とされた責任原理が、全き法的な実質を備えることは不都合だったのである。この二点に鑑みれば、弾劾的責任観が執拗低音として存在していたことが指摘できよう。

七月王政下の基本的な政治枠組みは、大臣責任制の進展に対して足枷となった²⁶⁶)。大臣は政策決定権と政治的自律性を慢性的に欠いていた。彼らは、国家元首との階層的な権力関係において下位に置かれ続け、組織政党不在の状況の中で、民選議員の多数派との間に政治的紐帯を求めることも出来なかったからである。大臣において生成するのは、体制が定める基本枠組みにおいて優位性を享受する王権への従属性であり、政治責任ではない。しかも、議会人士でさえ、政治責任原理を中核とする大臣責任制を敬して遠ざけ、その限りでは自己利益の主張に関しても自制を見せていた。両院は、大臣衆に対する不信任権を要求し、行使もしたが、しかし、両院は決して大臣に対する直接的な罷免権を要求することはなかったのである。議会特権を擁護する政治的党派の動向が、議院内閣制・大臣責任制の確立に向けて果たした役割は、従って、限定的なものであった。

その後のフランス憲政における議院内閣制の展開は、第二共和制・第二帝政が、国家元首有責原則という異質な方向を指向したことによって、いったん中断する。議院内閣制が君主制と分かちがたく結びつけられたことによって民主化が挫折した、復古王政・七月王政期の経験から、フランス憲政はいったん最もラディカルな方向で進歩を企図したのであった。この企図が却って権力の個人化を招来する苦い経験が、大革命後の制限君主制を範とし

て²⁶⁷⁾、フランスに議院内閣制を根付かせるには、大凡 30 年先の 1875 年憲法的法律を待たなくてはならない。大臣責任制がすぐれて歴史的な形成物であることに鑑みれば、それを全体として把握するためには、第二共和制・第二帝政をも含めた、第三共和制期にまで至る一貫した歴史的検討が不可欠である。かかる検討を他日に期し、筆を擱くこととしたい。

注

- 1) Pierre Rosanvallon, *La Monarchie impossible, Les Chartes de 1814 et de 1830*, Fayard, 1994, p. 10.
- 2) Maurice Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France*, t. II; *De la chute de l'Empire à l'avènement de la Troisième République (1815–1870)*, Armand Colin-Sirey, 1932, p. 121.
- 3) 宮沢俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型」『憲法と政治制度』（岩波書店, 1968 年）66～67 頁。深瀬忠一「議會制民主主義の展開」『現代法 第三卷（現代の立法）』（岩波書店, 1965 年）48 頁。
- 4) この点に関しては、拙稿「憲法制定国民議會或いはフランス大臣責任制の原像」『南山法学』第 41 卷第 2 号（2018 年）77～135 頁を参照願いたい。
- 5) ただし、フランス憲政における議院内閣制の始期を奈辺に設定するかという問題について、学説の態度は必ずしも一義的に明らかではない微妙さを含んでおり、国民公会下の公安委員会を一種の内閣に見立てるミルキヌ＝ゲツェヴィッチの所論の如き少数説（Boris Mirkine-Guetzévitch, *Le parlementarisme sous la Convention nationale*, RDP, 1935, p. 171 et s.）は格別、有力な学説は概ね 1814 年から 1848 年にかけての立憲・制限君主政体に、かかる始期を求めている。清宮四郎が「一八一四年七月の Charte は、議院内閣制を認めている。」と述べつつ、同時に同憲章下の大臣責任制が「議院内閣制に途を開いた」とするやや曖昧な言い回しを行っている（清宮四郎『権力分立制の研究』〔有斐閣, 1950 年〕279 頁）ように、その導入時期をブルボン復古王政に求め（Georges Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 18^e éd., 1977, p. 326）、その成立時期を七月王政に求めると見るのが、フランス議院内閣制初期の動態に関する通説的理解と言えよう。宮沢・前掲注 3, 66～67 頁。深瀬・前掲注 3, 48 頁。
- 6) 井端正幸「フランス七月王政下の議院内閣制と官吏議員——いわゆる『オルレアン型議院内閣制』の一側面——」『龍谷法学』第 14 卷第 2 号（1981 年）280 頁。
- 7) 井端正幸「フランソワ・ギゾーの『代表制』論の形成（一）——復古王政期前半を中心に——」『龍谷法学』第 18 卷第 3 号（1985 年）526 頁。
- 8) なお、大革命期から同時期まで執拗に継続する「均衡」へのフェティッシュな執

着を執行府の責任論と国王特権の関係において指摘する行論として、時本義昭『フランス近代憲法理論の形成——ロッシからエスマンへ』(成文堂, 2018年)96~97頁。

- 9) 例えば, Pierre Desmottes, *De la responsabilité pénale des ministres en régime parlementaire français*, thèse, LGDJ, 1968.; Nathalie Havas, *La responsabilité ministérielle en France, Contribution à une approche historique des responsabilités politiques et pénale des ministres de la Révolution de 1789 à la V^e République*, Dalloz, 2011, pp.308–314. また, 山本桂一「フランスの司法高等法院 Haute Cour de Justice (二) ——フランスにおける政治的裁判のための憲法的機構の考察 ——」『国家学会雑誌』第74巻第5・6号(1961年)223~268頁。更に, 佐藤立夫「フランスの弾劾制度」『比較法学』第22巻第2号(1989年)86~89頁。本章本節の検討はこれら先行業績の上に立つものである。
- 10) CD, AP, 2^e série, t.LXI, séance du 16 mars 1830, p.607.
- 11) 代議院の解散と8月3日までの選挙人集会の招集に関する1830年5月16日の勅令, AP, 2^e série, t.LXI, p.621.
- 12) 定期刊行出版物の自由を停止する勅令, 代議院の解散についての勅令, 代議院の構成を修正する勅令, 選挙人集会の招集に関する勅令, AP, 2^e série, t.LXI, pp.639–641.
- 13) この事件の事実確認のためには, とりわけ以下の文献が参考となる。Etienne-Denis Pasquier, *Mémoires du Chancelier Pasquier, Histoire de mon temps*, publiés par M. le duc d'Audiffret-Pasquier, 2^e partie: *La Restauration*, t. VI, III: 1824–1830, Plon, 1895, pp.367–478; P. Bastid, *La procès des ministres de Charles X, Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1957, t. IV, pp.171–211; P. Desmottes, *op. cit.*, pp.197–207; Jean-Jacques Clère, *La mise en œuvre de la responsabilité pénale des ministres sous la monarchie de Juillet; théories et réalités*, in Association française pour l'histoire de la justice, *Les ministres devant la justice*, préf. R. Badinter, Acte Sud, 1997, pp.81–89.
- 14) CD, AP, 2^e série, t.LXIII, séance du 6 août 1830, p.49.
- 15) P. Bastid, *op. cit.*, p.173.
- 16) CD, AP, 2^e série, t.LXIII, séance du 13 août 1830, pp.121–124.
- 17) *Ibid.*, p.124.
- 18) 委員会報告者ペランジェは「訴追および召喚に関するこの権限は, 議院が訴追について立証するために必要な全ての行為を為す権限を有さなければ, そして, 被告人を彼らが裁かれるべき高等法廷 haut tribunal に引致する権限を有さなければ, 空疎である。」と説いている。CD, AP, 2^e série, t.LXIII, séance du 18 août 1830, p.155.
- 19) CD, AP, 2^e série, t.LXIII, séance du 20 août 1830, pp.187–200. この議論に関しては, P. Bastid, *préc.*, pp.175–177; P. Desmottes, *op. cit.*, pp.152–154.

- 20) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 20 août 1830, p. 200.
- 21) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 23 sept. 1830, pp. 643–653.
- 22) P. Bastid, *op. cit.*, p. 182.
- 23) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 27 sept. 1830, pp. 692–711, séance du 28 sept. 1830, pp. 711–718. 7名の元大臣の叛逆罪での起訴が可決された。 *Ibid.*, p. 717.
- 24) 1830年9月28日に採択された決議：「代議院は、元大臣であり、7月25日のオールドナンスへの署名者である、ポリニャック氏、ペイロネ氏、シャントローズ氏、ゲルノン＝ランヴィル氏、ドゥオシー氏、カベル氏、モンベル氏を、叛逆罪で起訴する。選挙を歪め、市民からその市民権の自由な行使を奪うために自身の権限を濫用したことを理由として。王国の諸制度を恣意的かつ暴力的に変革したことを理由として。国家の対内的安全に対して企てられた謀議に対して責任を負っていることを理由として。市民を武装させ、他の市民に対して戦争の準備をさせて内戦を扇動し、首都と、その他様々なコミューンに荒廃と虐殺とを齎したことを理由として。1814年憲章第56条及び刑法典第91, 109, 110, 123, 125条に規定された罪を理由として。代議院はポリニャック氏、ペイロネ氏、シャントローズ氏、ゲルノン＝ランヴィル氏、ドゥオシー氏、カベル氏、モンベル氏を貴族院に送致する。」 CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 28 sept. 1830, p. 717.
- 25) CP, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 1^{re} oct. 1830, pp. 749–753. アルシーヴ・パルルマンテールの第65巻はこの裁判の記録に充てられている。同巻においては、特に、代議院委員会及び貴族院委員会によって行われた予審手続きと同様に、証言も拾遺されている。 AP, 2^e série, t. LXV, Ann. pp. 39–116; CP, AP, 2^e série, t. LXV, séance du 30 nov. au 21 déc. 1830, pp. 116–289.
- 26) 同委員会はパスキエ Pasquier 男爵他3名より構成されていた。 CP, AP, 2^e série, t. LXV, séance du 29 nov. 1830, p. 12.
- 27) CP, AP, 2^e série, t. LXV, séance du 29 nov. 1830, pp. 14–37.
- 28) *Ibid.*, p. 33.
- 29) *Ibid.*
- 30) *Ibid.*
- 31) *Ibid.*
- 32) *Ibid.*, p. 34.
- 33) CP, AP, 2^e série, t. LXV, séance du 18 déc. 1830, pp. 174–190.
- 34) *Ibid.*, p. 180.
- 35) *Ibid.*, pp. 180–181.
- 36) P. Bastid, *op. cit.*, p. 195.
- 37) CP, AP, 2^e série, t. LXV, séance du 21 déc. 1830, p. 289.
- 38) 復古王政下における大臣の副署が、国王の署名の真正性を保障する法的効果以上

のものを持っていなかった点に関しては、例えば、CD, AP, 2^e série, t. XIII, séance du 20 oct. 1814, p. 205.

- 39) *Ibid.*, 傍点強調は引用者。
- 40) 1814年憲章第56条；「大臣は、叛逆罪または公金横領の事実を理由としなければ訴追されない。個別の法律が、罪について明記し、訴追の手續について規定する。」
- 41) CP, AP, 2^e série, t. LXV, séance du 21 déc. 1830, p. 289.
- 42) じっさい高等院は1810年刑法典第7, 17, 18条を参照している。第7条は次のように規定している。「体刑・名誉刑は次のものとする。一、死刑。二、終身懲役。三、流刑。四、有期懲役。五、懲役。……」その当時の刑法典には、終身禁固は規定されていない。刑法典第17条は次のように規定する。「流刑は、大陸における帝国領土以外の土地で、政府が指定する場所に、移送し、終身に渡って留まらせることである。……」第18条は次のように規定する。「終身懲役、流刑に処せられた者には、民事死亡 *mort civile* が言い渡される。」刑法典を引用した後で、高等院は明示的に、次のような主張を以て、本件の場合にあっては刑法典の同条文が適用されない旨、述べている。「大陸における帝国領土以外には、流刑に処せられたものが移送されえ、留まらされ得る如何なる場所も存在しないことを考慮して」と *ibid.*
- 43) P. Bastid, *op. cit.*, pp. 206–207.
- 44) 「その当時の矛盾した政治的必要性を満足させるために、貴族院は政治的な超・御都合主義を示し、同院が以て誇りとし続けることとなる法的な如才なきを示したのであった。貴族院は不処罰を回避した。もし不処罰という結論を出せば、おそらく広汎な大衆暴動が引き起こされるからである。それと同時に貴族院は、極刑も回避した。多かれ少なかれ、自由主義者たちにとっては、かかる刑罰は明らかに行き過ぎたものと思われたからである。とはいえ、本件において貴族院が示した解決策は、法的な見地からみれば二重の意味で支持できないものである。罪刑法定主義の原則が踏みにじられただけでなく、高等院は自ら、その当時の我が国の刑法典に存在しなかった刑を創設したのである。すなわち、終身禁固である。」J.-J. Clère, *op. cit.*, pp. 84–85.
- 45) Alain Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814–1848)*, PUF, 2002, p. 35.
- 46) Simon Bérard, *Souvenirs historiques sur la Révolution de 1830*, Perrotin, 1834, p. 190.
- 47) しかし、オルレアン公ルイ・フィリップは、態度を明らかにしなかった。これに關してアラン・ラキエーズは、「オルレアン公とその取り巻きたちは、ベラール議員による草案が余りにも進歩的であることを目の当たりにして、時間稼ぎを試みたのである。」と指摘している。結局、公からの要請に従ってベラール派は憲法草案の公表を延期せざるを得なかった。A. Laquière, *op. cit.*, p. 102.

- 48) なお、この憲法草案は、ベラール回想録の189頁から192頁において再録されている。
- 49) P. Rosanvallon, *La Monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et de 1830*, Fayard, 1994, pp. 109–110.
- 50) De Broglie, *Souvernirs, 1785–1870*, du feu de Broglie, publiés par son fils, le duc A. de Broglie, Calmann-Lévy, 1886, t. III, pp. 392–393.
- 51) ベラールは「私の案は閣議において検討されたが、その速度は遅々たるもので、しかも修正された。否、歪曲された。こうして不安は増し、苛立ちは募っていった。」と回想する。S. Bérard, *op. cit.*, p. 237.
- 52) J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd., Montchrestien, 1947, p. 193. これと同旨において、ミシェル・トロペールも「1830年憲章第12条は第47条の規定が置かれることを前触れしている。」と強調している。M. Troper, *La séparation des pouvoirs et l'histoire constitutionnelle française*, thèse, LGDJ, 1973, p. 96; マルセル・モラビトも「1830年憲章は第二次復古王政における政治慣行を規定しているものではなく、下院に対する集団的かつ連帯的な責任の、事実上の現出を規定しているものではない。」と考察している。M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (1789–1958)*, 9^e éd., Montchrestien, 2006, p. 202.
- 53) 1830年憲章第47条; 「代議員は大臣を告発し、大臣を裁判する権利を唯一有する貴族院へ大臣を訴追する権利を有する。」
- 54) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 6 août 1830, p. 51.
- 55) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 6 août 1830, p. 53.
- 56) 同法案は一会議に合同した二つの委員会によって審議された。一方の委員会はオルレアン公によって為された演説への返答を起草するための任務を負っており、その構成員は、デュパン・エネ Dupin aîné, マチウ・デュマ Matheu Dumas, バンジャマン・コンスタンらである。他方の委員会はベラール提案の法案について審議することを任務としていた。CD, AP, 2^e série, t. LIX, séance du 6 août 1830, pp. 54–55.
- 57) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 6 août 1830, pp. 56–61.
- 58) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 6 août 1830, p. 57.
- 59) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 7 août 1830, pp. 61–81.
- 60) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 7 août 1830, p. 71 et p. 74.
- 61) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 7 août 1830, p. 81.
- 62) CP, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 7 août 1830, pp. 81–89; séance royale, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 9 août 1830, pp. 89–93.
- 63) François Berriat Saint-Prix, *Commentaire sur la Charte constitutionnelle*, Videcoq, Langlois, Delaunay, 1836, pp. 32–33.
- 64) バステイドの省察は以下の通りである。「1830年においてルイ=フィリップが置か

れていた状況は、1791年においてルイ18世が置かれていた状況とは相当異なったものであった。ルイ=フィリップは議会によって除け者にされ、無視されていた。彼は提示された憲法を受け入れるよう強制され、事実上、第一の官吏として立法府に従属することを強制されたのであった。逆に、オルレアン公は様々な出来事を中心に居た。オルレアン公は様々な出来事に対して影響力を及ぼしていたが、それは彼が社会の力を代表していたから、あるいはそうでなくても少なくとも議会の力を代表しているも同然だったからである。そして議会こそ、人々が依拠しようとしたものであり、国王からの議会の独立を擁護する法文のみが称賛されていたのである。」 Paul Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814–1848)*, Sirey, 1954, p. 150; なお、同時代人も次のように証言している。「我々は国王を選ぶことなど全くしていない。我々は王権の側に一人の君主を遇したのであり、彼こそが唯一、我々に我々の公法と革命とを保障することができたのである。」 François Guizot, *Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps*, t. II: (1816–1830), *La première Restauration*, 2^e éd., Michel Lévy, 1859, p. 26.

- 65) 1830年憲章第14条；「立法権は、国王、貴族院、代議院によって共同して行使される。」 第15条；「法律発案権は国王、貴族院、代議院に属する……」 第14条の訳文は辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、2012年）232頁に拠った。
- 66) この点に関しては特に、A. Laquière, *op. cit.*, p. 121; M. Morabito, *op. cit.*, p. 201.
- 67) F. Berriat Saint-Prix, *op. cit.*, p. 94.
- 68) CD, AP, 2^e série, t. LXIII, séance du 6 août 1830, p. 53.
- 69) CD, AP, 2^e série, t. LXVIII, séance du 12 déc. 1832, p. 232.
- 70) F. Berriat Saint-Prix, *op. cit.*, p. 333.
- 71) M. Morabito, *op. cit.*, p. 202.
- 72) 1830年憲章第69条；「以下の事項については、個別法律によってできるだけ早い時期に引き続き定めるものとする。
- 1, 出版犯罪および政治犯罪に対する陪審の適用
 - 2, 大臣およびその他の官吏の責任
 - 3, ……」 訳文は辻村・糠塚・前掲注 65, 233頁に拠った。
- 73) CD, *Le Moniteur universel*, 22 févr. 1848, n° 53, séance du 21 févr. 1848, pp. 480–481. この事件に関して特に、Odilon Barrot, *Mémoires posthumes de Odilon Barrot, avant – propos de P. Duvergier de Hauranne, Chapelier, 1875–1876*, vol. I, pp. 513–516; P. Desmottes, *op. cit.*, pp. 111–114; A. Laquière, *op. cit.*, pp. 316–317.
- 74) *Annales du Parlement français*, t. X, Session 1848, cité par P. Desmottes, *op. cit.*, pp. 112–113.
- 75) O. Barrot, *op. cit.*, vol. I, p. 513.

- 76) *Annales du Parlement français*, t. X, Session 1848, cité par P. Desmottes, *op. cit.*, p. 113.
- 77) F. Berriat Saint-Prix, *op. cit.*, p. 333.
- 78) Pellegrino Rossi, *Cours de droit constitutionnel*, recueilli par M.-A. Poiré, Librairie Guillaumin et Cie, 1866–1867, t. IV, p. 376. なお、ロッシの大臣責任論に関しては、時本・前掲注 8, 97~100 頁。
- 79) P. Rossi, *op. cit.*, p. 376.
- 80) *Ibid.*, p. 377.
- 81) 「ここに、十分に区別され、互いに分離した、三つの類型がある。次のことが問題であり、卓越した公法学者なら問題とするであろう。すなわち、如何なるアクトが大^レ臣責任の適用対象となり、大臣の重罪 crimes ministérielles を管轄する特別の裁判機関の適用対象となるのか、という問題である。この問いに対して厳密に回答するのであれば、第一の類型が然り、ということになる。……しかし、私には、そこには何らかの極めて絶対的な何かが存在するであろうと信じているのである。」 *ibid.*, pp. 377–378.
- 82) P. Bastid, *op. cit.*, pp. 353–354.
- 83) P. Rosanvallon, *op. cit.*, p. 155.
- 84) Proposition de loi de M. Devaux sur la responsabilité des ministres et des agents du pouvoir, CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 4 déc. 1832, pp. 97–102. 同法案に関する審議は、CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 4 déc. 1832, pp. 97–102.
- 85) CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 3 déc. 1832, p. 56.
- 86) 大臣の民事責任は補完的な形で理解されており、責任の別の類型に必然的に後発するものと考えられている。国家による民事訴追をするにしても政治責任の追及が必要的に前置される。「政治責任が追及された後でしか適用されない民事責任という、両院において義務付けられているかかる二重の試験によって、慎重さと公平さが担保されるのである。」 CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 4 déc. 1832, p. 100; 刑事訴追に関して、私人によって為される場合でも然りである。つまり、法案第 16 条はじっさい、次のように規定している。「代議院によって訴追された大臣によるアクト actes あるいは行為 faits によって損害を受けたと考える私人は貴族院における訴訟に参加する intervenir ことが出来る。ただし、かかる訴訟参加は貴族院が判決する民事上の賠償が管轄権のある裁判官の下への当事者の移送という結論のみを目的とする。」 CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 3 déc. 1832, p. 57. 傍点強調は引用者。
- 87) 法案第 1 章第 1 節第 1 条; 「大臣の政治責任は、大臣が参与した全ての政府行為について集团的かつ連帯的なものである。大臣の政治責任は、大臣が自身に権限を付与された省庁において為した全ての統治行為に関して個人的なものである。」 CD,

AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 3 déc. 1832, p. 56.

- 88) 法案第1章第2節第5条；「大臣の政治責任は常に問われ得る。第一。憲章、そして法律に適合しない、オルドナンス、通達、命令、その他の何らかのアクトに関して。第二。文官によると武官によるとを問わず、司法当局によると行政当局によるとを問わず、為された権利侵害 *atteint* に関して。第三。個人の自由、信仰の自由、プレスの自由、通商産業の自由、財産の自由に対して不法に為された全ての侵害行為に関して。第四。戦列歩兵部隊 *troupe de ligne* の行動によって市民に対して為された全ての暴力行為 *violence* に関して。第五。公物の保全と会計に関する法律および規則の執行の監視における重大なフォートによって生じた国庫に対する全ての損害に関して。第六。公債発行の許可に関する法律の規定を順守せずに行われた全ての公債発行に関して。第七。予算見積り以外の外でかつ法律による予算の外で用いられた公金の使用に関して。第八。法律及び必要性によって課された制限を超える、全ての王債 *bons royaux* の発行に関して。」 *ibid.*
- 89) 法案第1章第2節第6条；「前条の規定する諸アクトの内のいずれかのアクトをその省庁において為した大臣に関して、国王に告発する決議が、両院の内のいずれかによって提起され、他方の院によって採択されたとき、政治責任が追及される。ただし、1817年3月25日法律第152条に従って、立法裁可に付されたオルドナンスが、両院の内のいずれか一院によって法律に転換することを拒絶された場合、予算を超過する支出を命じた大臣およびかかる支払いを許可した蔵相の、国王に対する告発が当然に為される。」 *ibid.* この規定から判断するに、ドゥヴォーは政治責任を個人的な責任原理として把握していたようであり、集団的かつ連帯的な形では把握していないように見える。他方で、同法案第8条が、かかる宣言は「告発された大臣あるいは諸大臣 *le ou les ministres dénoncés*」に対するもの、と規定しており、*ibid.* 同議員は自身の法案を「議会による告発は……大臣あるいは内閣の政治的な死亡へと繋がるということである。」と示唆している。CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 4 déc. 1832, p. 98.
- 90) 法案第1章第2節第7条；「前条第一文の規定に従う形で両院によって採択された全ての決議は、それぞれ各院の名において、勅語奉答の際の形式において、国王に対して提示される。」 CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 3 déc. 1832, p. 56.
- 91) 法案第1章第2節第8条；「第5条列挙事由のいずれかに該当することを理由として両院から為される国王への告発の決議は如何なるものであれ、1817年3月25日法律第25条に従って、予算超過の命令を法律へ変換することに対して両院の内の何れか一院によって為された拒絶は如何なるものであれ、1カ月の期間を置いた後、告発された一大臣あるいは諸大臣が国民の信任を有していない旨提示する、両院の内の何れか一院による国王への奉答となる。」 *ibid.*
- 92) CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 4 déc. 1832, p. 98.

- 93) *Ibid.*
- 94) *Ibid.*
- 95) 大臣の刑事責任に関しては、ドゥヴォー議員提出法案第1章第3節第9条から第13条において規定されている。CD, AP, 2^e série, t.LXXVIII, séance du 3 déc. 1832, pp.56–57. 第9条は「刑事法 lois pénales の規定する場合は別に、刑事責任は、大臣に対する訴追を提起し得るものとして、次に規定する瀆職罪と叛逆罪の場合において存在する。」*ibid.*, p.56.
- 96) 法案第1章第3節第12条；「刑事法に規定される全ての場合に関して、上記第10条および第11条に規定される全ての場合に関して、刑事責任は大臣に対して、代議院および貴族院によって提起される訴追によって追及される。」*ibid.*, p.57.
- 97) 法案第1章第2節第13条；「貴族院は、上記第10条および第11条に規定される瀆職罪と叛逆罪とを理由として、刑法典に規定されている如何なる刑が適当か宣言することが出来る。——貴族院は、大臣がこれ以外の重罪あるいは軽罪について有罪を判決されるとき、刑法典によって当該軽罪ならびに重罪に対して規定された刑罰のみを宣告することができる。」*ibid.*
- 98) CD, AP, 2^e série, t.LXXVIII, séance du 4 déc. 1832, p.99.
- 99) *Ibid.*, p.101.
- 100) 「政府が大臣責任に関して態度表明しているとき、同様の主題について法案を提出するにあたって、私は政府提出法案に対する審議を妨害しようなどとは望まない。……これら二つの法案は一つに統合すべきものではなく、互いに矛盾しあうはずもない。つまり、この二つの法案は互いに補完しあうものなのである。」*ibid.*, p.102.
- 101) *Ibid.*
- 102) CD, AP, 2^e série, t.LXXVIII, séance du 12 déc. 1832, pp.232–238.
- 103) 「大臣責任は政治的、あるいは刑事的なものである。この二種の責任は、いずれも公共の悪 *mal public* を治癒することを目的としている点で、互いに似通っている。しかし、この二種の責任は、後者の責任が犯罪を行おうとする意思 *intention criminelle* を前提条件とし、前者が然らざる点において、異なる。政治責任は無限定である。政治責任は大臣による全ての行為を包括するものであり、大臣の行為による全ての帰結に対して及ぶ。政治責任においては如何なる軽減情状も如何なる釈明も認められない。政治責任という観点からすると、大臣においては、彼が善を望むだけでは十分とは評価されず、彼が善を為すことが必要となる。大臣は全てを備える必要がある。善を為そうとする意思、善を為すための知性、そして善を為したという成功。」*ibid.*, p.232.
- 104) *Ibid.*
- 105) 政府提出法案第1章第1節第1条；「国王権限の執行にあたって国王によって与えられる命令は、大臣の責任の下で副署が為されていなければ執行され得ない……。」

ibid., p. 235.

106) *Ibid.*

107) 法案第1章第1節第2条；「代議院は大臣を、叛逆罪、瀆職罪、職務上の義務違反について訴追する。」CD, AP, 2^e série, t. LXXVIII, séance du 12 déc. 1832, p. 235.

108) 法案第1章第1節第3, 4, 5条。 *ibid.*

109) 「諸君、被害を受けた当事者に対してかかる許可を得る必要を課すことについて、私がとりわけ専心しているのは、当議院の特権の擁護である。大臣に対する訴追権は、代議院にとって、その特権の中でも最も枢要なものである。かかる特権を政治的な利益のためのみに行使するということが代議院の尊厳にとって重要である以上、私的な攻撃であるとの理由によって政治的攻撃による捜査が回避されないようにするのも重要なことである。……大臣に対する政治的攻撃が、大臣個人に対する私訴 *plainte privée* の仮面の下で事件の進行に危険な混乱を齎そうとする意図を隠していないか否か、国家の諸権力が憲法に及ぼす影響に取って代わることで、国家の諸権力の調和を損なう手段を見せかけの情熱に対して付与する意図を隠していないか否か、これらの事柄について見極める権限は代議院に属する。」 *ibid.*, p. 233.

110) 法案第1章第2節第19条；「高等院における口頭弁論の終結 *clôture* 後に代議院の解散が宣言された場合、代議院の解散とは無関係に裁判は判決まで進行する。高等院における口頭弁論が終結するに先立って代議院の解散が宣言された場合、公判は停止し *sursis*、起訴は当然にその効力を全て失う。新たな議会における次の会期の最初の3カ月間に限り、先行する議会において為された起訴を再開し、訴訟追行のための委員の指名を行うことが出来る……」 *ibid.*, p. 236.

111) CD, AP, 2^e série, t. LXXXII, séance du 20 avr. 1833, pp. 753–773.

112) バルト提出法案とは違って、委員会は大臣の民事責任についての規定を行っていた。そこでは、大臣の民事責任は単に私人に対するものとしてのみならず、国家に対するものとしても規定されていた。この点に関しては、修正法案第1章第2節第9条 (*ibid.*, p. 764) が規定している。ペランジェは、その報告の中で、民事責任について強調している。「この種の責任は政府提出法案の中では省かれていたものであり、今日に至るまでのあらゆる試みの中で等閑視されてきたものである。しかし、最も実効性に富むものである。大臣の民事責任はとりわけ、大臣をして常に、法律によって規定された予算の限界に立ち戻らせ、大臣をしてかかる予算の範囲に留まらせ、多かれ少なかれかかる予算の範囲を超えるにあたっては国家の利益が要求する程度においてそうさせるが故に、実効性に富むと言える。」 *ibid.*, p. 756. 手続きの面から見てみると、民事責任の追及は国王の主導権の下に置かれている。仮に同修正法案第9条が施行されたと仮定してみると、両院の内のいずれか一院が、問題となっている大臣への聴聞を行い、事件を管轄する委員会を組織した上で、大臣が民事訴追を受けるべきと宣言する決議を採択することが出来る。議院が大臣に対する

民事訴追を続行する意思を有しているのであれば、第二次委員会を指名し、必要であれば、損害額を算定した決議を採択して他方の一院に送付する。両院が共同決議を採択すれば、裁可を得るために国王に送付される。これらの手続きは修正法案第1章第3節第25条に規定されている。*ibid.*, p.767. 従って、民事責任に関する規定は極めて厳格なものであった。

113) *Ibid.*, p.754.

114) *Ibid.*

115) 「かかる責任は、善き心を持った人物に対して常に示されていなければならない、如何なる法律によっても規律することができない。にもかかわらず、かかる責任は大きな実効性を有する。何故なら、かかる責任はそのサンクションを事物の本性それ自体の内に見出すからであり、かかる責任は代表制統治の最も生き生きとした要素の一つだからである。そして、かかる責任が如何に幻のごとく見えたとしても、それでもやはりかかる責任は、破壊的な企てへの最も恒常的な歯止めなのである。」

ibid.

116) *Ibid.*

117) *Ibid.*

118) 委員会修正法案第1章第1節第5条から第8条までが規定している。*ibid.*, p.764.

119) CD, AP, 2^e série, t. LXXXII, séance du 20 avr. 1833, p.758.

120) *Ibid.*, p.757.

121) *Ibid.*, p.762.

122) CD, AP, 2^e série, t. LXXXV, séance du 13 juin 1833, pp.70–71.

123) CD, AP, 2^e série, t. LXXXV, séance du 10 janv. 1834, pp.588–594.

124) *Ibid.*, p.588.

125) CD, AP, 2^e série, t. LXXXVI, séance du 18 févr. 1834, pp.500–513.

126) ベランジェは次のように説明している。「(新たな委員会は)代議院による訴追を裁判するよう求められる際に貴族院が有する裁判権について規律することを任務とする以上、他の如何なる場合についても妥当するこの裁判権について確立することの意義が何故等閑視されているのか、理解しがたい。逆に、委員会は次のことを確信する。すなわち、同じ事柄に関する規定は同じ一つの法律の中に含めるのが道理であること、何故ならそれらの諸規定は相互に強化しあうよう宿命付けられているからであり、それら自身の性質故に、これらの諸規定は殆ど常に、互いを導出するものであること。」*ibid.*, p.500.

127) *Ibid.*, pp.505–513.

128) 新たな法案の提出者であるペルシル法相は、大臣責任について提起した法案が相次いで挫折したことについて強調している。「既に2回、しかも連続する二期において、政府は取り急ぎ、公の望み *vœu public* を満たした。二つの委員会がこの議

院において指名され、この議院には二つの報告書が提出された。何故、如何なる審議も始められなかったのか、その理由は探すまい。諸君の審議に付されたその他の法案の数の多さ、それがたいそうなものであったこと、そして我々の提出した二法案が、その扱う主題において自ずからたいそうな難しさを抱えたものであったこと、これらが理由であったのだろう。憲章第 69 条に直面して、諸君の一人一人が、この法案について審議する責務を逃れることは出来ないということは認めて頂きたい。……定義付けられない責任というものが、如何なる限定も為されない責任等々に危険であることは認めて頂きたい。」 CD, AP, 2^e série, t. XCI, séance du 1^{re} dc. 1834, p.95. 法案全文については, *ibid.*, pp.95–101.

129) *Ibid.*, p. 95.

130) *Ibid.*, pp.95–96.

131) CD, AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 5 mars 1835, pp. 40–45.

132) 修正法案第 1 章第 1 条 ; 「王権の行使として為される国王のアクトは、大臣の責任の下においてしか執行され得ない。王権の行使として為された国王のアクトを執行させる者は誰であれ、当該アクトが大臣による副署を伴っていないときは、かかる執行に対して個人的に責任を負う。各大臣は自身が副署したアクトに対して責任を負う。全ての大臣は、彼らが協働した政府の一般的措置に対して集団的に責任を負う。」 *ibid.*, p.47.

133) *Ibid.*, p. 41.

134) 大臣及び公権力に属するその他の官吏の責任についての法案に対する審議録は、以下に登載されている。CD, AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 16 mars 1835, pp. 215–226, séance du 17 mars 1835, pp. 235–254, séance du 18 mars 1835, pp. 254–278, séance du 19 mars 1835, pp. 327–351, séance du 20 mars 1835, pp. 351–371, séance du 23 mars 1835, pp. 413–429, séance du 24 mars 1835, pp. 462–480, séance 26 mars 1835, pp. 513–518, séance du 27 mars 1835, pp. 584–610; CD, AP, 2^e série, t. XCIV, séance du 30 mars 1835, pp. 10–32, séance du 31 mars 1835, pp. 51–73, séance du 1^{re} avr. 1835, pp. 90–107, séance du 2 avr. 1835, pp. 180–185.

135) CD, AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 18 mars 1835, p. 273. 同様に、ペランジェも憤慨している。委員会によって提案されたシステムは「両院と国家に対して幻想を提示するものに過ぎない……何故なら、両院は、単なる民事責任が問題となっている場合において、刑事裁判という厳粛な方法を用いようと望むことはないからである。このことを私は強調したい。」 *ibid.*, p. 271.

136) CD, AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 19 mars 1835, pp. 329–330. ペルシル法相も次のように主張している。「真正の民事責任を規定しようとするならば、それを適切で公正な限界の中に置くことが必要である。かかる責任が適切な事案にのみ適用されること、かかる責任を負う者の側で、軽罪と同視できるような重大なフォート

が存在する場合にのみ適用されることが必要である。」CD, AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 18 mars 1835, p. 274; 「諸君, 私は強調したい。委員会の提案するシステムは, 真正で実効的な大臣責任を規定したものである。」CD, AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 19 mars 1835, p. 331; ギゾーは, 次のように述べている。「我々が, 強固で, 安定した, 活動的な政府を望むのであれば, 政府がその中から力を引き出すべき諸制度の薄弱さ, 一貫性の無さによって, 絶えず政府を苛立たせるようなことがあってはならない。」*ibid.*, p. 334.

- 137) CD, AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 20 mars 1835, p. 363.
- 138) 私人による大臣への附帯私訴 *action civile* は規定こそされたものの, 刑事訴追の必要的前置という条件が付され, 場合によっては貴族院が損害賠償を命じることが出来るように, 代議院による事前の許可が必要であった。この点については貴族院に対して提示された代議院採択法案第 23 条を参照のこと。CP, AP, 2^e série, t. XCIX, séance du 26 janv. 1836, p. 737.
- 139) 代議員 346 名の内, 185 名が法案の採択を支持し, 161 名が不支持に回った。CD, AP, 2^e série, t. XCIV, séance du 2 avr. 1835, p. 185. 採択された法案について, CP, AP, 2^e série, t. XCIX, séance du 26 janv. 1836, pp. 735–739. 大臣及び公権力に属する官吏の責任に関する法案に関してベルシル法相が貴族院に送付した文書については, *ibid.*, pp. 734–739.
- 140) CP, AP, 2^e série, t. C, séance du 23 févr. 1836, p. 443.
- 141) CP, AP, 2^e série, t. CI, séance du 7 avr. 1836, pp. 532–545.
- 142) 刑事責任に関しては, 報告は下院で採択された法案に忠実に做ったものとなっており, 下院による大臣への訴追へと繋がり得る三つの罪質決定, すなわち, 叛逆罪, 瀆職罪, 職務上の義務違反を取り上げている。*ibid.*, p. 542. 報告者は, 法案について, それが正当にも, 大臣の職務遂行とは関係のない犯罪 *infraction* について取り上げていない, 何故ならばかかる犯罪は一般法の領域に属するものであるから, と看取している。しかし, この問題については貴族院に付託される別の法案の審議の中で規律されることが必要不可欠であるとも付け加えている。*ibid.*, p. 532. 民事責任に関しては, そこで用いられている用語法が一般的に過ぎることを強調して, 委員会は下院採択法案第 7 条を批判している。*ibid.*, p. 534. とはいえ, 委員会は同様の結論に落ち着いている。つまり, 国家に対する大臣の民事責任なるものは不当であるし無意味である, と。*ibid.*, p. 535. 報告が議論しているのは, ただ, 高等院が大臣に対して, 国家あるいは附帯私訴当事者に対する損害賠償を, 刑事訴訟の枠内で命じることが出来るか, という問題のみである。貴族院委員会による修正法案第 32 条第 4 項, *ibid.*, p. 544.
- 143) 代議院採択法案第 2 条; 「各大臣は自身が副署したアクトに対して責任を負う。全ての大臣は, 彼らの協働した政府の一般的措置に対して集团的に責任を負う。」CD,

AP, 2^e série, t. XCIII, séance du 18 mars 1835, p. 254.

- 144) 「刑事案件に関して語ることが副署されたアクトの責任について言明することとは異なる以上、これでは不完全である。国家に対する罪は副署を回避する者によっても犯され得る。政府の一般的措置への協働という表現は、それが連帯的責任を問題としている以上、刑事案件について語る際に必要な精確な表現であるとは到底言えない。」 CP, AP, 2^e série, t. CI, séance du 7 avr. 1836, p. 533.
- 145) *Ibid.*, p. 532.
- 146) CD, AP, 2^e série, t. CI, séance du 7 avr. 1836, p. 532.
- 147) CD, AP, 2^e série, t. CI, séance du 12 avr. 1836, pp. 630–644, séance du 13 avr. 1836, pp. 700–714; CP, AP, 2^e série, t. CII, séance du 14 avr. 1836, pp. 9–27, séance du 15 avr. 1836, pp. 63–82, séance du 16 avr. 1836, pp. 142–160, séance du 18 avr. 1836, pp. 181–198, séance du 19 avr. 1836, pp. 257–276, séance du 20 avr. 1836, pp. 315–319.
- 148) CP, AP, 2^e série, t. CI, séance du 12 avr. 1836, p. 642.
- 149) 「今日、真正の責任である大臣の政治責任は、受容されており、有力である。最早大臣は公の討議の場に呼び出されて釈明を求められるだけである。両院多数派の影響力は支障なく行使されている。」とガスパラン伯は強調している。*ibid.*, p. 630. 報告者バルトは述べている。「責任の性質には二種類存在する。一つは定義付けられず、無制限のもの。これが政治責任であり、大臣が従っているところのシステムから、大臣の善き、或いは悪しき行政から生じる。この責任によって大臣から議院権力の信任が取り去られることもあるし、付与されることもある。……議論の対象となっていた責任は、これである。しかし、この責任は定義付けられないので、我々の検討している法律も関与できない。」*ibid.*, p. 633. ポルタリス伯 le comte Portalis も述べている。「大臣が責任を負う行為あるいは事実を訴追する代議院の権限に関して組織する必要がある。何故なら、法的責任が或る種の純粋な擬制であり続ける限り、この責任は別の責任によって取って代わられてしまうからである。別の責任、それは公の平穩にとってさして危険ではなく、ともすればより実効的なものかもしれないが、国王による信任の喪失、両院多数派による協働の喪失に本質を置くものであり、大臣が付託されている権限の喪失、名誉ある職務の喪失に本質を置くものである。」*ibid.*, p. 643. シルヴェストル・ド・サシー男爵 le baron Silvestre de Sacy は次のように見ている。「従って……この法律を責任の定義から始めるというのであれば、責任が二種類のものに分かれるという点を説明する必要がある。一つは訴追という形で立ち現われる。いま一つは道義的、政治的な責任であり、旧内閣から新内閣への代替わりという結果しか生じさせない。しかし、この法律において責任のこの二つの類型の違いを確立することが出来ない以上、そして、この法律が訴追を生じさせる責任についてしか規律の目的としていない以上、大臣が政府の全てのアク

- トに対して責任を負う状態をどのように確立できるというのか？」 CP, AP, 2^e série, t. CI, séance du 13 avr. 1836, p. 641.
- 150) CP, AP, 2^e série, t. CI, séance du 12 avr. 1836, p. 641.
- 151) CP, AP, 2^e série, t. CI, séance du 12 avr. 1836, p. 630.
- 152) *Ibid.*
- 153) 委員会修正案第2条：「各大臣は自身が副署したアクトに対して責任を負う。—— 全ての大臣は自身が協働した政府の措置に対して責任を負う。」 CP, AP, 2^e série, t. CI, séance du 13 avr. 1836, p. 700. この条項は賛成多数で可決された。*ibid.*, p. 701.
- 154) 貴族院で可決された法案については以下を参照のこと。CP, AP, 2^e série, t. CII, séance du 20 avr. 1836, pp. 320–322; CD, AP, 2^e série, t. CVI, séance du 6 janv. 1837, pp. 253–258.
- 155) *Ibid.*
- 156) CD, AP, 2^e série, t. CX, séance du 27 avr. 1837, p. 290. 報告に関しては, CD, AP, 2^e série, t. CX, 3^e ann, à la séance 27 avr. 1837, pp. 311–318.
- 157) 「コアリションとは, 第二次モレ内閣 (1837年4月15日～1839年2月2日) に対する反対派の雑多な寄せ集めのことを指す。彼らが結集したのは1839年の会期の冒頭においてであった。コアリションを構成していた主たるメンバーは, 例えばギゾー, ティエール, ベリエール Berryer, オディロン・バロ, デュヴェルジエ・ド・オーランヌといった面々である。」 P. Rosanvallon, *op. cit.*, p. 155, note 1; 「モレ伯の内閣に対する反対派の様々な思惑の間でコアリションが形成されたということが, 1839年の会期における, 大きな, そして唯一の, 出来事と呼べる事柄であった。議会での討議を満たしていた問題は二つであった。内政においては, その当時議会制 parlementaire という名を取っていた立憲政体の本質と条件について……」 François Guizot, *Histoire parlementaire de France: recueil complet des discours prononcés dans les chambres de 1819 à 1848*, Michel Lévy frères, 1863–1864, p. 183.
- 158) ティエールによるこの著名な言い回しは1830年における, 雑誌『ル・ナショナル』上に発表された諸論稿において見出される。これらの諸論稿は *Revue française d'histoire des idées politiques*, 1^{re} sem. 1997, n° 5, pp. 127–187 に収録されている。
- 159) 「これらのティエールによる諸論稿を読むにつけ, 彼はイギリスにおける体制が経験したことからのインスピレーションを受け, 筆を尽くして, 一元的議院内閣制に比せられる体制を擁護していたということを確認せずにはいられない。にもかかわらず, 幾つかの技術的な方法論になると, 彼には幾らか不明確な点があった。つまり, 政治責任の追及の仕方, あるいは一体的で合議制の内閣の果たすべき役割といった技術の態様に関する問題である……」 A. Laquière, Adolphe Thiers, théoricien du régime parlementaire. Ses articles dans *Le National* en 1830, *Revue française d'histoire des idées politiques*, n° 5, 1^{re} sem. 1997, p. 77; Jacques Robert, Les idées consti-

tutionnelles de M. Thiers, *RDP*, 1994, pp. 1599–1619.

- 160) P. Rosanvallon, *op. cit.*, p. 157.
- 161) CD, AP, 2^e série, t. CXXIII, séance du 8 janv. 1839, p. 128.
- 162) CD, AP, 2^e série, t. CXXIII, séance du 19 janv. 1839, p. 461.
- 163) そしてギゾーは続けている。「問題となっている大臣が誰か、という、その名前について是非を討議するのが問題なのではない。議会において2人、3人、4人、5人、あるいは多かれ少なかれ何人かの大臣が議会においてその出处進退を左右されるか否かを論じることが問題なのではない。問題は、議院の影響力がかくあるべきものとして、政府の中にまで貫徹しているか否か、ということである。両院、とりわけ代議院が、政府の中において、その地歩を有し、その影響力を有し、その影響力を恒久的に、日常的に、諸事の実際において何時でも、貫徹させているか否か、これが問題である。重大な局面、国家の重要時における決定的な影響力。ここにこそ代表制統治が存在する！ここにこそ多数派による統治が存在する！」CD, AP, 2^e série, t. CXXIII, séance du 19 janv. 1839, pp. 473–474.
- 164) 例えば, Prosper Duvergier de Hauranne, *Des principes du gouvernement représentatif et de leur application*, Just Tessier, 1838, p. XXXI. デュヴェルジエ・ド・オーランヌは代議院において次のようにも語っている。「……代表制統治の第一の条件とは何か、それはご存知の通り、内閣が両院を出自とすること、内閣が両院を代表し、両院を人格化することである。内閣を媒介として、公の事柄に対して間接的ではあるものの実効的な活動を為し、統治における決定的な役割を担うのが、議院多数派である。このような条件が失われたとしても、外見上代表制統治に似たものが存在はするだろう。しかし、それは代表制統治の名を騙る偽物である。最早、その命は果てており、精気は尽き果て、避けがたい腐敗が示す、悲劇的な様相を呈するだけのものではかない。」CD, AP, 2^e série, t. CXXIII, séance du 8 janv. 1839, p. 115.
- 165) *Ibid.*, p. 464.
- 166) Henri Fonfrède, *Du gouvernement du Roi, at des limites constitutionnelles de la prérogative parlementaire*, in *Œuvres de Henri Fonfrède*, recueillies et mises en ordres par Ch.-A. Campan, Chaumes-Gayet, 1844, t. 6.
- 167) 「……代表制の理論家たちは、国王は統治するべきではないと断言する。国王は君臨するのみであるべき、と断言するのだ。つまり、国王は、大臣が民選議院の命令に従って統治しているのを眺めていればよい、と断言するのである。彼らからすれば、議院が統治するべきだという訳である。統治の作用を執行する多数派が形成されるのは議院の中においてのこと、という訳である。この多数派の中から、議院が考える統治のシステムを運営してゆくのに最も有能であると議院が考える人物を選び出すのも議院である訳である。ここで議院によって選び出された人物は、国王に対して、大臣として議院によって推挙される。国王はこのシステムと人物とを受け

入れなくてはならない、と。もしも国王がこれら大臣に推挙された人物たちを斥けるようなことがあれば、どうなるか。国王はこれらの人々による代表制統治に対する反逆の中に自身を置くことになるのだ、と。こうなれば議院の方も国王に対して協働を拒否する権利がある、と。つまり、国王が彼の役割を果たせなくなるように、議院は自身の役割を放棄するのだ、と。答えるのも虚しいことかもしれないが、これら代表制の理論家なる公法学者の面々に対してお答えすることとしよう。憲章は彼らが思いついたようなご大層な事柄については何一つ語ってはいない。はっきりと言って、憲章が語っていることは、彼らが語っていることの正反対の事柄である。」 H. Fonfrède, *op. cit.*, pp. 41–42.

168) 「国王と民選議院との間で意思の不合致が生じた場合、民選議院が、国王が彼ら自身の意思に対して膝を屈するまでの間、自身の国王に対する協働を拒むことによって国王に対して自身の意思を押し付けることがあったとしたら、これは民選議院の憲法上の権利であると言えるであろうか？ これに関しては、私は否定的に考えている。民選議院にはこのような強制力を伴う優越的地位を付与するべきではない。理由は三つあるが、これら三つの理由の内のどれか一つだけを以てしても、私のこのような主張を支えるに十分なものだ。一つ目の理由。憲章は明示的に、議院に対して、自身の意思を国王に対して押し付けることを禁止している。これと並んで、国王が自身の意思を議院に対して押し付けることも、憲章が明示的に禁止するところである。二つ目の理由。統治という事柄に関しては、民選議院は、自発的で、持続力を持ち、均質的な、一目見てまさにこれらの性質を持っていることが分かるような多数派なるものを持つてはいない。従って、民選議院は統治を為すことが出来ない。三つ目の理由。議院内においては均質的で持続力のある多数派を組織することが不可能であるにもかかわらず、しかも、憲章が明らかに規定している事柄にも反して、議院が自ら優越性を持つことを宣言し、そうして、統治における指導を専権的に掌握することがあったとしたら、憲法 Constitution は破壊される。国家は掻き乱され、破滅させられる。」 *ibid.*, pp. 44–45.

169) 「次のことを直視しなくてはならない。つまり、今述べたような公準に従えば、国家の内において、民選議院のほかには統治権は存在しなくなる。他の二つの政治機構 *corps politiques* は、民選議院が激発的に行動しないように、民選議院の跳躍を少しく鎮めるために、調整者として、統制者として、急場しのぎの衝立として存在するのみである。」 *ibid.*, pp. 58–59.

170) A. Pépin, *De la prérogative royale*, Imprimerie de Guiraudet et Ch. Jouaust, 1838, p. 59.

171) フォンフレードは、「従って、或る程度においては国王を以て真正の総理、普通の閣僚評議会議長として扱うべきであろう。内閣の組織の調整の為に内閣総理を指名することによって、国王と内閣総理との間に習慣的な階層性が出来てくるのは疑う

- 余地もない。しかし、この内閣総理は国王の代理人でしかない。国王自身が姿を見せれば、忽ち顔色を失うのだ。」 H. Fonfrède, *op. cit.*, pp. 107–108.
- 172) 「フランスの如き大国 *une grande nation comme France* は一体で、堅固で、揺るぎない、一個の嚮導がその統治において存することを必要とする。三つの嚮導が同時に、矛盾し、変幻し、反目しあうようなことではなく。このような理由から、政府には一人の長が必要である。すなわち国王である。」 H. Fonfrède, *op. cit.*, pp. 39–40.
- 173) *Ibid.*, pp. 560–569.
- 174) A. Pépin, *op. cit.*, pp. 59–60.
- 175) 429名の代議員中、221名が賛成、208名が反対であった。CD, AP, 2^e série, t. CXXIII, séance du 19 janv. 1839, p. 483.
- 176) AP, 2^e série, t. CXXIII, p. 719.
- 177) P. Rosanvallon, *op. cit.*, p. 161.
- 178) デランドルは、1840年10月29日から1847年9月19日までの期間を退嬰主義 *immobilisme* という言葉を以て性格付けている。M. Deslandres, *op. cit.*, t. II, p. 190.
- 179) 「1840年10月29日以降、外務省の長であったギゾーはスールト内閣の全くの中心的人物となった。この内閣においては、ギゾーが大部分の大臣を指名していたのである……。……野党からも与党からも、あるいは国外からも、ギゾーこそが第一の大臣 *le principal ministre* であると認められていた。ギゾーが正式に内閣総理に指名された1847年9月19日の内閣改造は純粋に個人的・名目的なものであった。」 B. Yvert, *Premier ministres et présidents du Conseil. Histoire et dictionnaire raisonné des chefs du gouvernement en France (1815–2007)*, Editions Perrin, 2007, p. 163.
- 180) この点に関しては、F. Guizot, *Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps*, *op. cit.*, 1867, t. VIII, pp. 27–30.
- 181) *Ibid.*, p. 28.
- 182) A. Laquièze, *op. cit.*, p. 275.
- 183) この発言は1846年5月26日に代議院の会議において為されたものである。F. Guizot, *Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps*, *op. cit.*, 1867, t. VIII, p. 84.
- 184) *Ibid.*, pp. 85–86.
- 185) Cité par P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814–1848)*, *op. cit.*, p. 182.
- 186) このような彼のパーソナリティについてはバステイドが指摘している。*Ibid.*, p. 181.
- 187) André Marie Jean-Jacques Dupin, *Mémoires de M. Dupin*, Henri Plon, 1855–1861, t. III, p. 311.
- 188) 1830年憲章第12条末文；「執行権は国王にのみ属する。」
- 189) 1830年憲章第13条；「国王は最高の国家元首であり、陸軍および海軍を指揮し、宣戦を布告し、講和条約、同盟条約、通商条約を締結し、すべての行政官職を任命

し、法律の執行に必要な命令とオールドナンスを定める。ただし、法律そのものを失効させることも法律の執行を免除させることもできない。外国の軍隊は、法律によらなければ国家の任務に就くことはできない。」訳文は辻村・糠塚・前掲注 65, 232 頁に拠った。

- 190) ルイ=フィリップの治世においては、二つの内閣が閣僚評議会議長を欠いていた。すなわち、1830年8月11日からの内閣と、1839年3月31日からの臨時内閣である。この点については、以下を参照。M. Deslandres, *op. cit.*, t. II, p. 241; R. Hayem, *Le Conseil des Ministres sous Louis-Philippe*, thèse Paris, 1939, Librairie sociale et économique, 1939, p. 51; Ch.-H. Pouthas, *Les ministères de Louis-Philippe*, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, janv.-mars, 1954, t. I, p. 104; A. Laquière, *op. cit.*, p. 257.
- 191) 「この制度の公式な性格とその断続性は、ただ単に君臨するのみならず、自ら統治したいと望む国王の狙いと、内閣総理の存在が衝突したという事実を原因とするものである。じっさい、このような事情から、国王は直ちに大臣たちの長となり、彼らの活動の嚮導者となったのである。国王と諸大臣の間に置かれた内閣総理は、政府の長としての役割において、自らの分において統治を行うということでは、国王に取って代わることは出来なかった。」「……ルイ 18 世も、シャルル 10 世も、ルイ=フィリップも、いずれの国王も決して、内閣総理を自発的に受け入れることなどしなかった。彼らは皆、この内閣総理という制度が自分たちの国王特権とは相容れないものであると考えつつ、嫌々ながら受け入れただけである。」R. Bonnard, *La Présidence du Conseil*, *RDP*, 1935, p. 77.
- 192) Deslandres, *op. cit.*, t. II, p. 242.
- 193) A. M. J.-J. Dupin, *op. cit.*, t. I, p. 242.
- 194) 「スールトはただ単に偉大な軍人であっただけである。政治経験は無かったし、雄弁を持っていた訳でもなく、彼は両院を前にして内閣を代表することが出来なかった。」P. Bastid, *op. cit.*, p. 307. モルチエも「両院において自分の考えを伝えることの出来ない人物であった。心配げな視線を巡らせ、話し出せばもごもごと口ごもる。」B. Yvert, *op. cit.*, p. 141.
- 195) Ch.-H. Pouthas, *op. cit.*, p. 110.
- 196) A. Laquière, *op. cit.*, p. 269. B. Yvert も「ペリエの登場は、ただ単に王権に対する抵抗が登場したということのみを意味した訳ではなく、内閣総理の実践における決定的な断絶の登場を意味したのである。……ペリエは、内閣総理という事柄に関して、極めて個人的かつ専断的な構想を、権力の座に就く前から温めていた。彼にしてみれば、新たな君主制 *nouvelle monarchie* というものは、体制の議会制的な読み方 *lecture parlementaire des institutions* を意味しており、このことから当然の帰結として強力な内閣総理が導出されたのである。彼はティエールの著名な公準『国王

- は君臨すれども統治せず』に自身の署名を入れることが出来たのである。」 B. Yvert, *op. cit.*, p. 127.
- 197) 「ここでの多数派とは、対立矛盾する要求に対する詐術と個人的な誘惑とを以てティエールが結集したものである。危険を回避する技術によって結集されたものであり、議会での駆け引きにおけるティエールの傑出した才能とリーダーシップによって結集されたものに過ぎない。というのも、実体のある纏まりを持った党など、彼は何ら有していなかったからである。」 Ch.-H. Pouthas, *op. cit.*, p. 122.
- 198) A. Laquière, *op. cit.*, p. 263.
- 199) 佐藤功『君主制の研究 比較憲法的考察』（日本評論新社、1957年）197頁。M. Morabito, *op. cit.*, p. 206.
- 200) P. Avril, *Essais sur les partis*, LGDJ, 1986, p. 170.
- 201) 「1832年の時点において、我々の間にはその種の党は何一つ見出されなかった。我々の歴史における如何なる伝統も、我々の社会の如何なる仕組みも、我々にそのような政党を与えるようなものではなかった」 F. Guizot, *Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps*, *op. cit.*, t. III, p. 194.
- 202) P. Bastid, *op. cit.*, p. 339.
- 203) 1847年に、スールト＝ギゾー内閣において、幾人かの大臣が両院での少数派になった際に行われた内閣改造の事例, P. Bastid, *op. cit.*, p. 339; A. Laquière, *op. cit.*, p. 378.
- 204) F. Berriat Saint-Prix, *op. cit.*, p. 95.
- 205) *Ibid.*, pp. 95–98.
- 206) H. Fonfrède, *op. cit.*, p. 159.
- 207) CD, AP, 2^e série, t. CXXIII, séance du 10 janv. 1839, p. 167.
- 208) デュヴェルジエ・ド・オーランヌは次のように説いている。「三つの権力主体の同盟 l'union des trois pouvoirs が、かかる三つの権力主体が体现する統治 gouvernement において実現されること。そして、これら三権力の活発な協働。これが代表制統治の常態である。それ故、これらの権力主体のいずれか一つが統治 gouvernement を決するというのは代表制統治の常態であるとは到底言えない。三つ全ての権力主体の協働であってこそ、常態である。そして、三つの権力主体の内の何れが主導権を有するのか、という問いかけは意味のないものであり、回答も存在しない。不幸なことではあるが、それでもやはり我々は、三つの権力主体の間に、重大かつ継続的な不都合が存在するというケースを、常に考慮しなくてはならない。このようなケースにおいて、誰が最終決定権を有するべきなのであろうか？ 王権だろうか？ 貴族院か？ 民選議院は？」 P. Duvergier de Hauranne, *op. cit.*, p. 19. ペパンも次のように自問している。「一つの権力主体が他の二つの権力主体との、多かれ少なかれ激烈な闘争に訴える日が来たら、一体何が起こるのであろうか？」「他の二権力主体の擬

制の上で、一つの権力主体に議会の優位性なるものを付与するのは重大な憲法のエラー *une erreur constitutionnelle grave* である。というのも、残る二つの権力主体も等しく代表たる存在なのであり、さもなくば、立憲政体は存在することを已めるであろう。」 A. Pépin, *op. cit.*, p. 17 et p. 19.

209) H. Fonfrède, *op. cit.*, p. 47.

210) 「憲章における三権力の憲法上の均衡が、王権に対して、自身に有利に統治のバランスを傾げるのに十分なだけの影響力を与えていないのが証拠立てられるにしても、憲章における権力均衡がかくあるべきものであったにしても、統治の運動を決定するために、諸権力中の一権力に、義務的な優位性、最終決定権が与えられる。私が主張したいのは、かかる一権力主体とは、両院ではなく、わけても民選議院ではなく、立憲君主であるということである。」 *ibid.*, p. 159.

211) 尤も、フォンフレードが主張するかかる君権優位性は飽くまでも憲章によって憲章の枠内において与えられるものであるから、それは言葉のすぐれて真正な意味において「憲章による君主制」の本質的要素の指摘に他ならず、復古王政下の君主自由裁量との径庭は深甚たるものであると言えよう。

212) A. Pépin, *op. cit.*, p. 18.

213) 1830年憲章第23条；「フランスの貴族院議員の任命は国王に属する。貴族院議員の数には制限はない。その地位、終身で任命されるか世襲とされるかは、国王の意思に従う。」訳文は辻村・糠塚・前掲注 65, 232頁に拠った。

214) P. Duvergier de Hauranne, *op. cit.*, p. 24.

215) 佐藤・前掲注 199, 194~198頁。

216) 従って、バンジャマン・コンスタンは「中立権 *pouvoir neutre*」という一見、無色透明・人畜無害の風体をした消極的用語法を用いるが（彼自身は「調整権 *pouvoirs modérateur*」という用語法は採用していない）、その内実において、かかる権力に相当の積極性を認めない訳にはゆかないのである。遺憾ながらここで詳論する訳にはゆかないが、すぐれて理論的考察・思想的考察を要すると思われるこの点につき指摘するものとして、深瀬忠一「バンジャマン・コンスタンの中立権の理論」『北海道大学法学会論集』合併10号（1960年）156~157頁。

217) ロワイエ=コラルールは議会において「憲章によって再興された君主制は、一つの混合君主制 *monarchie mixte* であり、そこでは幾つかの権力主体が王権と協働している。そこで協働している複数の権力主体の間でも、事物の力と一体性の要請とから、多かれ少なかれ、一つの権力主体が他の権力主体に及ぼす、公然非公然の影響となるものが優位を占めるようになる。我々の政体においては、それは当然、王権である。王権にこそ、かかる影響力と嚮導作用が属する。」と論述する。CD, AP, 2^e série, t. XVI, séance du 24 févr. 1816, p. 292.

218) 自由主義者のランジュイネにおいても、君主の優越的・自由裁量権と、大臣の、

国王と両院とに対する「責任」とが牧歌的予定調和の下に結合されている。「或る程度中立的な、如何なる関係においても絶対的で、それ故無答責の、長による仲裁的権力。全ての好ましからざる闘争を予防し、終わらせる権力。偉大な諸権力主体の間において必要不可欠な調和を維持し、再建する権力。かような権力が、規律正しい自由 *une liberté régulière* の為には必要なのである。法律を提案し、両院による決議への裁可を拒絶あるいは付与し、貴族院議員を指名し、新たな貴族を創り出し、両院を招集し、延期し、解散し、大臣を指名し、更迭することで国王のみが執り行える事柄というのが、かような権力にあたるのである。」Jean-Denis Lanjuinais, *Constitutions de la nation française, avec un essai de traité historique et politique sur la Charte, et un recueil de pièces corrélatives*, Librairie contitutionnelle de Baudouin frères, 1819, t. I, p. 198.

- 219) Gabriel Rémond, *Royer-Collard. Son essai d'un système politique*, thèse Paris, Sirey, 1933, p. 49.
- 220) 「従って、諸大臣と議院の間で生じた紛争の解決は、国王の掌中に在る。国王の巧緻な振る舞いに期待しなくてはならない。議院において野党の攻撃的となり続けている大臣がいるとき、野党が国民の意見によって支えられているのであれば、国王はかかる大臣を支持すべきではない。国王が大臣を支持したいと望むのであれば、国王は選挙民に対して公権力主体間の紛争を提示する解散権に訴えることになる。もしも国王がこのように国民に対して諮ることを望まず、国王が、自身は人民の信任を得ているのだと自負するのであれば、国王は人民に対して直接責任を負い、自身の王朝の存在それ自体を問題の俎上に上げるのである。これが1830年に起こった事柄である。」 *ibid.*, pp. 80–81.
- 221) 七月王政下において行われた大臣質問を列挙するものとして、P. Vanauld, *Le droit d'interpellation sous la Monarchie de juillet*, thèse Aix-en-Provence, Imprimerie P. Pourcel, 1909, pp. 89–93.
- 222) 「かように了解され、明確な形で示されている大臣質問は、フランス議會制の産物である。イギリス人たちは大臣質問 *interpellation* と質問 *question* を何ら区別しなかった。否、寧ろ、大臣質問という言葉はイギリスにおいても使われていたが、しかし、彼らは庶民院においては、フランス語にいうところの質問 *question* しか知らなかったのである。」 Adhémar Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé, avant-propos* D. Chagnollaude, Editions Panthéon-Assas, 2001, p. 1021.
- 223) 「大臣質問 *interpellation*」という言葉自体は使わずに、貴族院は自身の議院規則の中にこの手続を厳密に嵌め込んだ。1831年3月29日のアレテは、じっさい、次のように規定している。「議員は、議事日程外の事項に関して議院に注意を喚起する必要があると考え、議院規則第3章規定の法案提出に訴えない場合、発言機会を望む対象事項を指示する要請を議院理事部に付託する。この要請が2名の議員によって

- 支持される場合、議長は、議員たちに当該要請を行った議員の発言を聴取する時間を設けるべきか否かを決する議院に諮る。」 Roger Bonnard, *Le règlements des assemblées législatives de la France depuis 1789*, Sirey, 1926, pp.246–247.
- 224) 大臣質問権が議院運営自律権の一環として、伝統的に議院規則の所管事項とされてきた点に関しては、大石眞『議院自律権の構造』（成文堂、1988年）54～59頁。
- 225) CD, AP, 2^e série, t. LXIV, séance du 5 nov. 1830, pp.242–243.
- 226) CD, AP, 2^e série, t. LXVI, séance du 27 janv. 1831, p.389.
- 227) *Ibid.*, p.393.
- 228) モーギャン議員曰く「このような流儀は、隣国の人民からの借用物であるが、前以て諸大臣らに対して、これこれの事柄に関しての質問が為される旨宣告することに本質がある。そして、私が思うには、公明正大な者のみが、問題提起を行うことが出来る。」 CD, AP, 2^e série, t. LXVI, séance du 27 janv. 1831, p.361. 1834年3月5日の会議においても、同議員は同旨、強調している。「……大臣質問の慣行は本議院に、1830年の革命によって導入されたものである。大臣質問の慣行は、我が隣国の慣行から取り入れられた……。」 CD, *Le Moniteur universel*, 5 mars 1834, n° 64, séance du 4 mars 1834, p.483.
- 229) この点に関しては、A. Laquière, *op. cit.*, pp.331–333.
- 230) CD, *Le Moniteur universel*, 6 mars 1834, n° 65, séance du 5 mars 1834, p.495.
- 231) *Ibid.*, p.496. 傍点強調は引用者。
- 232) 例えば、モーギャン議員は「要するに、私は、或る事項が如何に重大であるとしても、法律の権力の内にはではなく、議院の事実上の力の内に置かなくてはならないと申し上げたい。」と述べており、CD, *Le Moniteur universel*, 6 mars 1834, n° 65, séance du 5 mars 1834, p.496. オディロン・バロも「大臣質問権は必要を母としている。大臣質問権は、法によって規律された諸権利の内の一つという訳ではなく、全く完全に事実の次元の内に存在する。大臣質問権は先例による規律を受ける。」と述べている。*ibid.*, p.496.
- 233) F. Berriat Saint-Prix, *op. cit.*, p.330.
- 234) CD, *Le Moniteur universel*, 6 mars 1834, n° 65, séance du 5 mars 1834, pp.494–495.
- 235) CP, *Le Moniteur universel*, 26 févr. 1831, n° 57, séance du 25 févr. 1831, p.401.
- 236) CD, *Le Moniteur universel*, 6 mars 1834, n° 65, séance du 5 mars 1834, p.495.
- 237) 理由付記された議事日程の採択にまで達した三つの大臣質問の中で、最初のもはモーギャンによって1831年9月22日に為された、ベルギー及びポーランド政策に関するものであった（CD, AP, 2^e série, t. LXX, séance du 22 sept. 1831, p.100）。二番目が、許可されていない宗教的コングレガシオンに関する法律の不執行に関するものである（CD, *Le Moniteur universel*, 4 mai 1845, séance du 3 mai 1845, pp.1180–

- 1186)。最後のものは、オディロン・バロによって為されたもので、権利金売買の条件 les conditions de vente et d'achat de charges de finances に関するものであった (CD, *Le Moniteur universel*, 22 janv. 1848, séance du 17 janv. 1848, p. 147)。これらに関しては、A. Laquière, *op. cit.*, pp. 335–337。
- 238) 一つの例として挙げるならば、1831年9月22日の会議で討議された大臣質問は、以下のような理由付記された議事日程の採択によって締め括られていた。「議院は、外務大臣により為された説明に対して満足し、フランスの尊厳の為に同大臣の配慮の内に信頼し、議事日程を採択する。」この議事日程は221対136で採択された (CD, AP, 2^e série, t. LXX, séance du 22 sept. 1831, p. 100)。宗教的コングレガシオンに関する国法の執行に関する大臣質問についての議事日程は圧倒的多数で採択され、その文面は以下のようなものであった。「議院は、これら国法の執行について政府に委任し、議事日程を採択する。」CD, *Le Moniteur universel*, 4 mai 1845, n^o 124, séance du 3 mai 1845, p. 1186。
- 239) A. Laquière, *op. cit.*, p. 337。議会による大臣衆の責任追及の動態が普及してきたこと、しかし、それでいて七月王政下において大臣の政治責任原則が定着したとは言いがたいことを指摘するものとして、井端・前掲注6, 319頁。
- 240) 政府は、ある法案が自身の政策プログラムの実現にとって極めて大きな常用性を有していると考えたならば、議院に対して「信任問題」を提起する。この手続きによって、内閣は議員たちに対して、もしも提起された法文が可決されないのであれば、自身は辞職すると示すのである。法案が議院によって拒絶された場合、政府はそれを以て信任の撤回であると解釈することとなる。七月王政下における信任問題の登場に関して、とりわけアラン・ラキエーズによる検討の対象となっている。*ibid.*, pp. 337–341。
- 241) CD, AP, 2^e série, t. LXVII, séance du 11 mars 1831, p. 567。
- 242) *Ibid.*
- 243) 法案は賛成 192 票対反対 73 票で可決された。*ibid.*, p. 570。
- 244) ラフィット内閣総辞職の状況に関しては、M. Deslandres, *op. cit.*, t. II, pp. 165–167。
- 245) CD, AP, 2^e série, t. LXVII, séance du 14 mars 1831, p. 598。
- 246) CD, AP, 2^e série, t. LXVII, séance du 18 mars 1831, p. 682。
- 247) CD, AP, 2^e série, t. LXVIII, séance du 8 avr. 1831, p. 448。
- 248) このような形での政府への信任付与はフランス憲政史上初めてのことでありラキエーズは指摘する。A. Laquière, *op. cit.*, pp. 339–340。
- 249) CD, *Le Moniteur universel*, 6 déc. 1834, n^o 340, séance du 5 déc. 1834, pp. 2174–2182; CD, *Le Moniteur universel*, 7 déc. 1834, n^o 341, séance du 6 déc. 1834, pp. 2184–2192。

- 250) CD, *Le Moniteur universel*, 6 déc. 1834, n° 340, séance du 5 déc. 1834, pp.2174–2176.
- 251) *Ibid.*, p.2192.
- 252) 第二次ブロイ内閣の辞職に関しては, M. Deslandres, *op. cit.*, t. II, p. 273; A. Laquière, *op. cit.*, pp.367–368.
- 253) スールト内閣の辞職に関しては, M. Deslandres, *op. cit.*, t. II, p. 273; P. Bastid., *op. cit.*, p. 336, A. Laquière, *op. cit.*, pp. 368–369.
- 254) CD, *Le Moniteur universel*, 15 janv. 1836, n° 15, séance du 14 janv. 1836, pp.80–85; CD, AP, 2^e série, t. IC, séance du 14 janv. 1836, p. 546.
- 255) CD, *Le Moniteur universel*, 19 janv. 1836, n° 19, séance du 18 janv. 1836, p. 102.
- 256) *Ibid.*, pp. 102–103.
- 257) CD, AP, 2^e série, t. C, séance du 4 févr. 1836, pp. 172–173, séance du 5 févr. 1836, pp. 209–233.
- 258) 賛成 192 票—反対 194 票。CD, AP, 2^e série, t. C, séance du 5 févr. 1836, p. 233.
- 259) A. Laquière, *op. cit.*, p. 273.
- 260) CD, *Le Moniteur universel*, 21 févr. 1840, n° 52, séance du 20 févr. 1840, pp. 339–342.
- 261) この出来事に関しては, A. Laquière, *op. cit.*, pp. 369–370.
- 262) 1830 年憲章第 30 条:「代議院は, 選挙人団によって選出された代議員によって構成される。選挙人団の組織に関しては法律でこれを定める。」第 69 条:「以下の事項については, 個別法律によってできるだけ早い時期に引き続き定めるものとする。第 1…(略)…第 3, 俸給を受ける公職に就任した議員の再選。第 9, 二重投票の廃止および選挙人資格と被選挙人資格の決定。」第 69 条の訳文に関しては, 辻村・糠塚・前掲注 65, 233 頁に拠った。
- 263) 選挙人資格の為の納税額 300 フランを 200 フランに, 被選挙人資格として要求されていた納税額 1000 フランを 500 フランに引き下げる, というもの。M. Morabito, *op. cit.*, p. 202.
- 264) この改革に関しては, Duvergier de Hauranne, *De la réforme parlementaire et de la réforme électorale*, 2^e éd., Paulin, 1847.
- 265) デュヴェルジエ・ド・オーランヌは次のように強調している。「代表制統治が真正の形で存在するのは, 以下の三つの条件の下においてのみである。第一, 統治せる大臣によって擁護される国王が, 憲法によって常に高次の次元に置かれていること。第二, 独立かつその特権に執着する民選議院が, 事実上も法上も, 統治の真正の中心であり, 優位的な権力主体であること。第三, 選挙が自由かつ純粋なものであり, このような選挙によって生成した議会が, 適切な程度において, 国民の権利, 利益, 違憲を代表すること。これら三つの条件の外において我々が見出すことが出

来るのは見せかけの代表制統治である。そこでは真の代表制統治を持つことは不可能である。私は次のような状況に関しては証明済みのものと信じる。すなわち、今日、これら三条件の内一つの条件として成立していない。」 *ibid.*, p.249.

- 266) なお、七月王政下の「オルレアン型」と称される所謂「議院内閣制」が、「議院内閣制」としての発展を阻害した要因として、所謂「代議士＝官吏」（官吏議員）の存在を、野村敬造『フランス憲法・行政法概論』（有信堂、1962年）103頁が指摘している。この点については、極めて大きな留保を伴いながらも、官吏議員の存在が議院内閣制の枠組みの定着に積極的な意義を有した旨、井端・前掲注6、317～319頁が指摘しており、興味深い論点であるが、本稿においては詳論を割愛せざるを得なかった。
- 267) 1830年憲章が1814年のそれを謄写したものと往々に指摘されるが、他方で1875年憲法的諸法律の統治枠組みが1830年憲章のそれに「著しく類似している」ことが指摘できる。長谷部恭男「解散権の役割（一）——フランス憲法史を素材として——」『学習院大学法学部研究年報』第19号（1984年）241頁。

（本稿は、2018年度南山大学パツへ研究奨励金 I-A-2（特定研究助成・一般）に基づく研究成果である。）